

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



入所家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願いま

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所 在 地	〒283-0062 千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非 常 勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	2	1	サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等

導員	看護師	1	の維持や向上を図る
事務職員		3	サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名	日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5	日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス㈱委託	7	調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		50名	静養室	1室2床
居室	個室	16室(1室 12.96 m ²)	食堂	1室
	2人部屋	22室(1室 23.00 m ²)	喫煙室	1室
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	機能訓練室	1室
医務室		1室		

(4) 協力医療機関

名 称	医療法人 静和会 浅井病院
所 在 地	千葉県東金市家徳 38-1
電話番号	(代)0475-58-5000
診療科目	内科 精神科 歯科 整形外科 他

3 サービスの内容

(居室) 個室または、定員2人の居室になります。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時15分 ～ 13時15分

夕食 17時15分 ～ 18時30分

原則、2階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(機能訓練) 2階のフロアにて機能維持訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

ご利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設では、毎月1回以上の誕生会等の行事を行います。なお、行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは行事案内をご参照ください。

(クラブ活動) 体操・書道・華道等のクラブ活動を実施いたします。

(行政手続き代行)

行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

(健康管理)

毎日、ご利用者の健康観察を行います。当施設では、毎年1回健康診断を行います。内科医、精神科医、歯科医師の回診を週に1回受けることができます。

新規入居の場合、既往歴や現病歴に基づき、全身状態の確認の為に個人負担（一部自費となる場合もあります）で入所時検査を行います。

(医療行為)

医師は常駐しておりません。以下の医療行為は当施設でいたしかねます。

- ・頻回な喀痰吸引 ・日常的な点滴 ・経鼻栄養 ・中心静脈栄養
- ・重度の褥瘡処置 ・透析

(予防接種)

毎年、インフルエンザ予防接種のご案内をしております。任意ではありますが、アレルギー反応がある等の特別な理由を除き、可能であれば接種のご協力をお願い致します。尚、その他ワクチン接種（肺炎球菌・带状疱疹等）は、施設での集団接種はなく、ご希望があれば個別にご相談を承ります。

(日常費用支払代行、所持品の保管)

当施設では、日常費用の支払い代行及び所持品の保管等を行います。詳しくは、職員までお問い合わせください。

(家族会)

入居者の家族をもって組織しております。自動的に入会となります。

4 料金について

(1) 料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和8年6月1日介護報酬改定

要介護度	基本料金（従来型個室・多床室）※10割額
要介護1	5,890円/日
要介護2	6,590円/日
要介護3	7,320円/日
要介護4	8,020円/日
要介護5	8,710円/日

②加算料金 ※料金表示は10割負担の日額

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	個別機能訓練実施
個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	厚生労働省へ情報提供
個別機能訓練加算Ⅲ	200円/月	Ⅱ＋口腔Ⅱ＋栄養強化
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
栄養マネジメント強化加算	110円	50名に1名管理栄養士 週3回低栄養者の観察
経口維持加算Ⅰ	4,000円	経口維持計画書
経口維持加算Ⅱ	1,000円	食事機能の定期観察
経口移行加算	280円	経管から経口へ
療養食加算	60円/食	1日3回
特別通院送迎加算	5,940円/月	透析患者の通院
日常生活継続支援加算Ⅰ	360円	有資格者、重度入所者の割合
日常生活継続支援加算Ⅱ	460円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅰ	220円	基準を1以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	270円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅲ	280円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	330円	〃＋ユニット型

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護 職員の割合
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
準ユニットケア加算	50円	12人単位 個室的
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円/月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	個別機能訓練計画作成
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	入所後7日まで
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500円/月	指導者研修修了者含むチー ム
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200円/月	リーダー研修修了者含むチ ーム
精神科加算	50円	精神科医による療養指導
専従常勤医師配置加算	250円	
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	13,000円	配置医師が施設で緊急診察
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	6,500円	
配置医師緊急時対応加算 (時間外)	3,250円	
初期加算	300円	入所日から30日限り
看取り介護加算Ⅰ 45日～31日前	720円	施設外で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	6,800円	
死亡当日	12,800円	

看取り介護加算Ⅱ 45日～31日前	720円	施設内で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	7,800円	
死亡当日	15,800円	
入院・外泊加算	2,460円	1月に6日まで
退所前訪問相談援助加算	4,600円／回	入所中2回まで
退所後訪問相談援助加算	4,600円	退所後1回まで
退所時相談援助加算	4,000円／回	1回まで
退所時栄養情報連携加算	700円／回	1月に1回
退所前連携加算	5,000円／回	1回まで
退所時情報提供加算	2,500円／回	1人1回まで
在宅復帰支援機能加算	100円	退所後の支援
在宅・入所相互利用加算	400円	計画的に利用
外泊時在宅サービス利用加算	5,600円／月	1月に6日まで
再入所時栄養連携加算	2,000円／回	退院時等1回まで
口腔衛生管理加算Ⅰ	900円／月	歯科医等の指導・ケア
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,000円／月	厚労省へ情報提供
科学的介護促進体制加算Ⅰ	400円／月	厚労省へ介護情報提供
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円／月	厚労省へ特定情報提供
自立支援促進加算	2,800円／月	医学的評価の介護
排せつ支援加算Ⅰ	100円／月	排泄状況の改善ケア
排せつ支援加算Ⅱ	150円／月	排泄状況が改善維持
排せつ支援加算Ⅲ	200円／月	尿道カテーテル抜去
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30円／月	褥瘡予防ケア計画
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130円／月	褥瘡の発生がない
安全対策体制加算	200円／回	入所時1回まで
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	100円／月	協定締結医療機関との連携体制構築
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	50円／月	医療機関の実地指導
新興感染症等施設療養費	2,400円／回	1月に1回 連続5日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
協力医療機関連携加算	500円／月	常時連携

協力医療機関連携加算	50円／月	上記以外
ADL維持加算Ⅰ	300円／月	ADL 平均値 1 以上
ADL維持加算Ⅱ	600円／月	ADL 平均値 2 以上
夜勤の基準を満たさない場合	97％の算定	
入所者の数が入所定員を超過	70％の算定	
介護・看護、ケアマネが基準を満たさない	70％の算定	
身体拘束廃止未実施減算	▲ 10％／日	
安全管理体制未実施減算	▲ 50円／日	
ユニット体制の未整備	所定単位数 97％	
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲ 1％／日	
業務継続計画未策定減算	▲ 3％／日	
栄養管理の基準を満たさない場合	▲ 140円／日	

* 取得加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は1単位10.14円です。

③施設利用料

・居住費

従来型個室 1,231円／日 多床室 915円／日

・食費 1,900円／日

（朝食500円 昼食750円 夕食650円）

・滞在費 400円／日

（毎日の嗜好品（水分等）の提供、ご利用者に合わせた生活物品の提供、
個別に合わせたレクリエーション活動費など）

・通信費 100円／月

・理容費 2,100円／回

・移動美容室 2,100円／回

・義歯ネーム入れ 2,200円／片方 4,400円／上下

・その他

医療用保湿クリーム代、※個人専用が望ましい備品等の費用がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

※栄養補助食品、除圧クッション、洗い替えの室内履きなど

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。
尚、毎年の更新申請はご家族等をお願いいたします。

○外泊や入院中の居住費について

・6日間の外泊や入院中は下記の料金をご負担頂いております。

(1日あたり料金)

① 介護保険料2,460円(1割:246円)翌日～6日間のみかかります。

(月をまたぐ場合は翌月も6日間)

② 居住費 所得に応じた段階別ご負担額

7日以上～退所日(3ヶ月を超えない範囲)の間、居住費はご負担頂きますが、短期入所生活介護に利用している期間中は居住費の負担はありません。(契約書 第18条参照)

⑤その他の利用料

・入所者等の希望によってかかる費用

特別食、レクリエーション費用、買い物サービスの費用、行事参加費、所持品預かり・保管、受診送迎時の車両燃料費(協力医療機関は除く)、日常生活に必要な物等は別途料金がかかります。

・入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

・受診に関わる燃料費は片道25kmを超える場合以下の料金で発生致します。(1回ごとに)

25km以上	2,500円
25km以降5kmごとに	500円増し

・その他

第6条3項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

⑥介護保険外サービス(自費サービス)

施設行事以外で、個人でご希望の外出や専門治療等の受診に職員の同行を求められた場合に、職員一人あたりの同行時間に費用がかかります。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みです。30分超えると30分未満単位で1,650円かかります。

ご家族との外出等は基本、ご家族対応となりますが、外出対応が難しい場合は日程までに余

裕をもって生活相談員までご相談ください。

(2) 基本料金の減免措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者等を対象に、ご利用者負担の減免措置が法令で定められています。この取扱いについては、別途ご説明申し上げます。

(3) 支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の 20 日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月 27 日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、ご利用者に対し領収証を発行します。

5 入退所の手続

(1) 入所申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。入所申込者またはご家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に資する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、同意を得た後に、契約を締結いたします。

なお、施設の空き状況によっては入所待機となり申し込み後すぐに入所できないケースもありますことをご了承下さい(事業所は待機者リストを作成し、申込者は入所申込者評価基準を基に順位を定員に対して入所者数に空きが生じた場合は、このリストの掲載順に従い、ご利用者に入所の意向を再度確認した上で、契約締結のうえ入所となります)。

また、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所(サービス利用契約の終了)

① ご利用者・ご家族の都合でサービス利用契約を終了する場合は、14 日間の予告期間をおいて、文書でのお申し出により、いつでも退所(解約)できます。

② 事業者側の都合でサービス利用契約を終了する場合

i ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

ii ご利用者が、事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

iii その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

iv ご利用者の要介護認定の更新で、非該当(自立)または要支援と認定された場合、

介護認定の更新で要介護1もしくは2となり、特例入所の要件に該当しない場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。(特例入所要件は別途ご説明致します。)

③ 自動終了

- i ご利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ii ご利用者が死亡した場合
- iii ご利用者が病院または診療所に入院し、治療や療養目的で入院期間が長期に及ぶことを担当医師が見込んだ場合はご利用者の契約を終了とします。また、この場合、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空室状況を鑑みて優先的に入所の契約を行うことができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能維持訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことで、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。
- ② 事業所の従業者は、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 当事業所が行う、介護老人福祉施設の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤ 事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ① 男性職員による介護がございます。
- ② 従業員への研修の実施（前記6の④参照）
- ③ サービスマニュアルの作成
- ④ 身体的拘束は原則行いません。

- ⑤ 夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ① ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ② ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③ 事業所内でのお客様本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記 iv、v の規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。(※1) それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影および SNS・インターネット等への投稿や脅迫等

7 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。ご利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為

v 喫煙（敷地内全面禁煙）

vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、協力病院の医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほかご家族等に速やかに連絡いたします。緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。年1回を目途に、急変時の対応についてご利用者・ご利用者家族へ確認して、協力病院とも情報共有致します。

※体調不良時の対応

体調不良や転倒事故等により、治療が必要な場合は、ご利用者の生命・身体の安全を最優先するため、協力病院である浅井病院へ速やかに受診することとしております。受診の結果、入院が必要となった場合は、協力病院である浅井病院への入院を検討させていただきます。その際、速やかにご家族へご連絡しておりますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため事後の同意となることを併せてご了承ください。

他の医療機関への受診が必要となった場合は、当施設に一任して頂き、近隣の医療機関への受診、入院等となります。入院先の医療機関によっては差額ベッド代が生じることもございますが、ご承知おきください。尚、ご家族が指定された医療機関への通院に関しては、原則、ご家族対応になります。

9 非常災害対策

- ・ 防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・ 防災訓練 年3回実施いたします。
- ・ 防火責任者 有田大輝

10 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかにご利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・ 安全対策担当者 栗原辰弥
- ・ 損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

11 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、対策

を検討する委員会の定期的開催と職員への周知、研修や訓練の実施等を行っています。

12 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

13 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス内容に関する苦情

(1)当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会

施設長 戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市 高齢者支援課 Tel 0475-50-1165 (窓口直通)

保険者(東金市以外)

市町村名

担当

Tel

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 043-254-7409

〃 苦情処理係直通番号 043-254-7428

第三者委員 小埜 武祥 0475-58-3208

15 福祉サービス第三者評価事業の評価

実施日：なし

16 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業

(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護

(グループホームゆりの木苑)

営業所数：

居宅介護支援

1カ所

訪問介護

1カ所

通所介護

1カ所

短期入所生活介護

1カ所

介護老人福祉施設

1カ所

認知症対応型共同生活介護

1カ所

認知症対応型通所介護

1カ所

令和8年8月1日改定

介護老人福祉施設重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



入所家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願います。

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類

名 称	特別養護老人ホームゆりの木苑（小規模生活単位型）
所 在 地	〒283-0062 千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非 常 勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	2	1	サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		

事務職員		3	サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20 数名	日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5	日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス㈱ 委託	7	調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30 名	和室	掘り炬燵式
居室	全室	30 室(1 室 15 m ²)	トイレ	各ユニット 3 室
	個室		談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット (139.75 m ²) 室	機能訓練室	1 室 (115 m ²)

(4) 協力医療機関

名 称	医療法人 静和会 浅井病院
所 在 地	千葉県東金市家徳 38-1
電話番号	(代)0475-58-5000
診療科目	内科 精神科 歯科 整形外科 他

3 サービスの内容

(居室) 全室個室となります。

(食事) 朝食 8 時 00 分 ～ 8 時 45 分

昼食 12 時 00 分 ～ 13 時 00 分

夕食 17 時 15 分 ～ 18 時 15 分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴) 週に最低 2 回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(機能訓練) パブリックスペース、リビングにて機能訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

ご利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設では、毎月1回以上の誕生会等の行事を行います。なお、行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは事業計画書をご覧ください。

(クラブ活動)

体操・書道・華道等のクラブ活動を実施いたします。

(行政手続き代行)

行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

(健康管理)

毎日、ご利用者の健康観察を行います。当施設では、毎年1回健康診断を行います。内科医、精神科医、歯科医師の回診を週に1回受けることができます。

新規入居の場合、既往歴や現病歴に基づき、全身状態の確認の為に個人負担（一部自費となる場合もあります）で入所時検査を行います。

(医療行為)

医師は常駐しておりません。以下の医療行為は当施設でいたしかねます。

- ・頻回な喀痰吸引 ・日常的な点滴 ・経鼻栄養 ・中心静脈栄養
- ・重度の褥瘡処置 ・透析

(予防接種)

毎年、インフルエンザ予防接種のご案内をしております。任意ではありますが、アレルギー反応がある等の特別な理由を除き、可能であれば接種のご協力をお願い致します。尚、その他ワクチン接種（肺炎球菌・带状疱疹等）は、施設での集団接種はなく、ご要望があれば個別にご相談を承ります。

(日常費用支払代行、所持品の保管)

当施設では、日常費用の支払い代行及び所持品の保管等を行います。詳しくは、職員までお問い合わせください。

(家族会)

入居者の家族をもって組織しております。自動的に入会となります。

4 料金について

(1) 料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和8年6月1日改定

要介護度	基本料金（ユニット型個室）※10割額
要介護1	6,700円/日
要介護2	7,400円/日
要介護3	8,150円/日
要介護4	8,860円/日
要介護5	9,550円/日

②加算料金 ※料金表示は10割負担の日額

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	個別機能訓練実施
個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	厚生労働省へ情報提供
個別機能訓練加算Ⅲ	200円/月	Ⅱ＋口腔Ⅱ＋栄養強化
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
栄養マネジメント強化加算	110円	50名に1名管理栄養士 週3回低栄養者の観察
経口維持加算Ⅰ	4,000円	経口維持計画書
経口維持加算Ⅱ	1,000円	食事機能の定期観察
経口移行加算	280円	経管から経口へ
療養食加算	60円/食	1日3回
特別通院送迎加算	5,940円/月	透析患者の通院
日常生活継続支援加算Ⅰ	360円	有資格者、重度入所者の割合
日常生活継続支援加算Ⅱ	460円	〃＋ユニット型
夜勤職員配置加算Ⅰ	220円	基準を1以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	270円	〃＋ユニット型

夜勤職員配置加算Ⅲ	280円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	330円	〃　＋ユニット型
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃　　60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃　　50%以上
準ユニットケア加算	50円	12人単位　個室的
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	入所後7日まで
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500円／月	指導者研修修了者含むチーム
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200円／月	リーダー研修修了者含むチーム
精神科加算	50円	精神科医による療養指導
専従常勤医師配置加算	250円	
配置医師緊急時対応加算 （深夜）	13,000円	配置医師が施設で緊急診察
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間）	6,500円	
配置医師緊急時対応加算 （時間外）	3,250円	
初期加算	300円	入所日から30日限り
看取り介護加算Ⅰ 45日～31日前	720円	施設外で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	6,800円	

死亡当日	12,800円	
看取り介護加算Ⅱ 45日～31日前	720円	施設内で死亡した場合
4日以上30日以下	1,440円	
2日または3日	7,800円	
死亡当日	15,800円	
入院・外泊加算	2,460円	1月に6日まで
退所前訪問相談援助加算	4,600円／回	入所中2回まで
退所後訪問相談援助加算	4,600円	退所後1回まで
退所時相談援助加算	4,000円／回	1回まで
退所時栄養情報連携加算	700円／回	1月に1回
退所前連携加算	5,000円／回	1回まで
退所時情報提供加算	2,500円／回	1人1回まで
在宅復帰支援機能加算	100円	退所後の支援
在宅・入所相互利用加算	400円	計画的に利用
外泊時在宅サービス利用加算	5,600円／月	1月に6日まで
再入所時栄養連携加算	2,000円／回	退院時等1回まで
口腔衛生管理加算Ⅰ	900円／月	歯科医等の指導・ケア
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,000円／月	厚労省へ情報提供
科学的介護促進体制加算Ⅰ	400円／月	厚労省へ介護情報提供
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円／月	厚労省へ特定情報提供
自立支援促進加算	2,800円／月	医学的評価の介護
排せつ支援加算Ⅰ	100円／月	排泄状況の改善ケア
排せつ支援加算Ⅱ	150円／月	排泄状況が改善維持
排せつ支援加算Ⅲ	200円／月	尿道カテーテル抜去
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30円／月	褥瘡予防ケア計画
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130円／月	褥瘡の発生がない
安全対策体制加算	200円／回	入所時1回まで
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	100円／月	協定締結医療機関との連携 体制構築
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	50円／月	医療機関の実地指導
新興感染症等施設療養費	2,400円／回	1月に1回 連続5日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
協力医療機関連携加算	500円／月	常時連携

協力医療機関連携加算	50円／月	上記以外
ADL維持加算Ⅰ	300円／月	ADL 平均値 1 以上
ADL維持加算Ⅱ	600円／月	ADL 平均値 2 以上
夜勤の基準を満たさない場合	97％の算定	
入所者の数が入所定員を超過	70％の算定	
介護・看護、ケアマネが基準を満たさない	70％の算定	
身体拘束廃止未実施減算	▲ 10％／日	
安全管理体制未実施減算	▲ 50円／日	
ユニット体制の未整備	所定単位数97％	
高齢者虐待防止措置未実施減算	▲ 1％／日	
業務継続計画未策定減算	▲ 3％／日	
栄養管理の基準を満たさない場合	▲140円／日	

* 取得加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は1単位10.14円です。

③施設利用料（日額）

- ・ユニット型個室居住費 2,066円／日
- ・食費 1,900円／日
(朝食500円 昼食750円 夕食650円)
- ・滞在費 400円／日
(毎日の嗜好品（水分等）の提供、ご利用者に合わせた生活物品の提供、
個別に合わせたレクリエーション活動費など)
- ・通信費 100円／月
- ・理容費 2,100円／回
- ・移動美容室 2,100円／回
- ・義歯ネーム入れ 2,200円／片方 4,400円／上下
- ・その他

医療用保湿クリーム代、※個人専用が望ましい備品等の費用がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

※栄養補助食品、除圧クッション、洗い替えの室内履きなど

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

尚、毎年の更新申請はご家族等でお願いいたします。

○外泊や入院中の居住費について

・ 6 日間の外泊や入院中は下記の料金をご負担頂いております。

(1 日あたり料金)

③ 介護保険料 2,460 円 (1 割: 246 円) 翌日～6 日間のみかかります。

(月をまたぐ場合は翌月も 6 日間)

④ 居住費 所得に応じた段階別ご負担額

7 日以上～退所日 (3 ヶ月を超えない範囲) の間、居住費はご負担頂きますが、短期入所生活介護に利用している期間中は居住費の負担はありません。(契約書 第 18 条参照)

④その他の利用料

・入所者等の希望によってかかる費用

特別食、レクリエーション費用、買い物サービスの費用、行事参加費、所持品預かり・保管、受診送迎時の車両燃料費 (協力医療機関は除く)、日常生活に必要な物等は別途料金がかかります。

・入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

・受診に関わる燃料費は片道 2.5 km を超える場合以下の料金で発生致します。(1 回)

2.5 km 以上 2,500 円

2.5 km 以降 5 km ごとに 500 円増し

・その他

第 6 条 3 項の複写物の請求に関しては、B4 サイズまで 1 枚 20 円です。

⑥介護保険外サービス (自費サービス)

施設行事以外で、個人でご希望の外出や専門治療等の受診に職員の同行を求められた場合に、職員一人あたりの同行時間に費用がかかります。

サービス提供時間	料金
30 分未満	1,650 円
60 分未満	3,300 円
90 分未満	4,950 円

税込みです。30 分超えると 30 分未満単位で 1,650 円かかります。

ご家族との外出等は基本、ご家族対応となりますが、外出対応が難しい場合は日程までに余裕をもって生活相談員までご相談ください。

(2) 基本料金の減免措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者等を対象に、ご利用者負担の減免措置が法令で定められています。この取扱いについては、別途ご説明申し上げます。

(3) 支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の 20 日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月 27 日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、ご利用者に対し領収証を発行します。

5 入退所の手続

(1) 入所申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。入所申込者またはご家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービス選択に資する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、同意を得た後に、契約を締結いたします。

なお、施設の空き状況によっては入所待機となり申し込み後すぐに入所できないケースもありますことご了承下さい(事業所は待機者リストを作成し、申込者を入所申込者評価基準により順に掲載します。定員に對対して入所者数に空きが生じた場合は、このリストの掲載順に従い、利用者に入所の意向を再度確認した上で、契約締結のうえ入所となります)。また、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所(サービス利用契約の終了)

- ① ご利用者・ご家族の都合でサービス利用契約を終了する場合は、14 日間の予告期間をおいて、文書でのお申し出により、いつでも退所(解約)できます。
- ② 事業者側の都合でサービス利用契約を終了する場合
 - i ご利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合
 - ii ご利用者が事業者やサービス従業者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - iii その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
 - iv ご利用者の要介護認定の更新で、非該当(自立)または要支援と認定された場合、介護認定の更新で要介護 1 もしくは 2 となり、特例入所の要件に該当しない場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。(特例入所要件は別途ご説明致します。)

③ 自動終了

- i ご利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ii ご利用者が死亡した場合
- iii ご利用者が病院または診療所に入院し、治療や療養目的で入院期間が長期に及ぶことを担当医師が見込んだ場合は利用者の契約を終了とします。また、この場合、病状が回復し医師が退院できると判断したとき、空室状況を鑑みて優先的に入所の契約を行うことができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能維持訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことで、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。
- ② 事業所の従業者は、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ③ 当事業所が行う、介護老人福祉施設の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④ 当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤ 事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ① 男性職員による介護がございます。
- ② 従業員への研修の実施（前記6の④参照）
- ③ サービスマニュアルの作成
- ④ 身体的拘束は原則行いません。
- ⑤ 夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ① ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。

- ② ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③ 事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮下さい。
- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記iv、vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。(※1) それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

7 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。ご利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。

また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、協力病院の医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほかご家族等の方に速やかに連絡いたします。緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。年1回を目途に、急変時の対応についてご利用者・ご利用者家族へ確認して、協力病院とも情報共有致します。

※体調不良時の対応

体調不良や転倒事故等により、治療が必要な場合は、ご利用者の生命・身体の安全を最優先するため、協力病院である浅井病院へ速やかに受診することとしております。受診の結果、入院が必要となった場合は、協力病院である浅井病院への入院を検討させていただきます。その際、速やかにご家族へご連絡しておりますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため事後の同意となることを併せてご了承ください。

他の医療機関への受診が必要となった場合は、当施設に一任して頂き、近隣の医療機関への受診、入院等となります。入院先の医療機関によっては差額ベッドが生じることもございますが、ご承知おきください。尚、ご家族が指定された医療機関への通院に関しては、原則、ご家族対応になります。

9 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

10 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかにご利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

11 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、対策を検討する委員会の定期的開催と職員への周知、研修や訓練の実施等を行っています。

12 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。
事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

13 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス内容に関する苦情

(1)当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2)その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市 高齢者支援課 Tel 0475-50-1165 (窓口直通)

保険者(東金市以外)

市町村名	担当	Tel
------	----	-----

千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
----------------	-------	--------------

〃	苦情処理係直通番号	043-254-7428
---	-----------	--------------

第三者委員	小埜 武祥	0475-58-3208
-------	-------	--------------

15 福祉サービス第三者評価事業の評価

実施日：なし

16 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業

(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護

(グループホームゆりの木苑)

営業所数：居宅介護支援	1 カ所
訪問介護	1 カ所
通所介護	1 カ所
短期入所生活介護	1 カ所
介護老人福祉施設	1 カ所
認知症対応型共同生活介護	1 カ所
認知症対応型通所介護	1 カ所

令和 8 年 8 月 1 日改定

短期入所生活介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願います。

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号
サービスを提供する対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	2	1	サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等

導員	看護師	1	の維持や向上を図る
事務職員		3	サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20 数名	日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5	日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス(株)委託	7	調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員	10 名	静養室	1 室 (2 床)
居室 (個室) (多床室)	1 室 (12.96 m ²)	食堂	1 室
	1 室 (二人部屋 23.00 m ²)	機能訓練室	1 室
	※個室・多床室合わせて 10 室	喫煙室	1 室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽		
医務室	1 室		

○サービスの内容

(居室) 個室または、定員 2 人の多床室になります。

(食事) 朝食 8 時 00 分 ～ 8 時 45 分

昼食 12 時 15 分 ～ 13 時 15 分

夕食 17 時 15 分 ～ 18 時 30 分

原則、2 階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低 2 回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧など

バイタル等のチェックを行います。

・定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。月単位で長期間宿泊する場合は、日常の健康管理の観点から、かかりつけ医を浅井病院に移行して頂く場合がございます。ただし、浅井病院にて特定の専門治療ができない場合、またはご利用者希望による他院の受診はご家族対応をお願い致します。

・臨時受診

原則、ご家族対応となります。かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応致します。医師の判断で入院加療が必要となる場合、ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関へ受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッド代が生じますが、ご了承ください。

・受診のサポート

ご家族対応の受診時には担当医師へ必要な情報提供を行います。

(機能訓練)

2 階のフロアにて機能維持訓練を行います (個別機能訓練加算)

(生活指導・相談援助)

ご利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

(送迎)

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは 9:00~10:00 の間、お帰りは 16:00~17:00 の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、片道 30 分を超える場合、ご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31~1/3 の年末年始は、送迎のサービスはございません。

(入室・退室時間)

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の 11 時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の 15 時頃に退室をお願い致します

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

令和8年6月1日介護報酬改定

要介護度	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要介護1	6,030円/日
要介護2	6,720円/日
要介護3	7,450円/日
要介護4	8,150円/日
要介護5	8,840円/日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	40円	常勤看護師1名配置
看護体制加算Ⅱ	80円	25名に1名以上 病院連携24時間体制
看護体制加算Ⅲイ	120円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅲロ	60円	介護3～5が70%以上
看護体制加算Ⅳイ	230円	利用定員30～50人以下
看護体制加算Ⅳロ	130円	看護体制Ⅱ 重度受入
個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円/食	1日3回まで
医療連携強化加算	580円	協力病院と医療連携
夜勤職員配置加算Ⅰ	130円	基準1人以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	180円	（ユニット型）
夜勤職員配置加算Ⅲ	150円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	200円	（ユニット型）
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員の割合による
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	

サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円/月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円/月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	個別機能訓練計画作成
看取り連携体制加算	640円/日	死亡日以前7日間まで
口腔連携強化加算（月1回）	500円/回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
在宅中重度者受入加算		
看護体制ⅠかⅢ算定	4,210円	
看護体制ⅡかⅣ算定	4,170円	
看護体制Ⅰ・ⅢかⅡ・Ⅳ算定	4,130円	
看護体制算定なし	4,250円	
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
長期利用減算	▲300円/日	連続31～60日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位10.17円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 当該市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他料金

・居住費

従来型個室 1, 2 3 1 円／日

多床室 9 1 5 円／日

・食費 1, 9 0 0 円／日

(朝食 5 0 0 円 昼食 7 5 0 円 夕食 6 5 0 円)

・滞在費 4 0 0 円／日

(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)

・通信費 1 0 0 円／月

・理容費 2, 1 0 0 円／回

・移動美容室 2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお

持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

尚、毎年の更新申請はご家族等でお願いいたします。

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

・急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】 税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
3 0 分未満	1, 6 5 0 円
6 0 分未満	3, 3 0 0 円
9 0 分未満	4, 9 5 0 円

30分を超えると30分未満単位で1,650円かかります。

○その他

第6条5項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者やご家族のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までにご利用を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までにご利用がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ご利用者、ご家族等が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・喀痰吸引や酸素投与、点滴等の医療行為が必要になった場合
- ・他のご利用者の生命、または健康に重大な影響を与える行為があった

場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は3ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼してい

る場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ①ご利用者、ご家族のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
- ②自動終了
 - i ご利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ii ご利用者がお亡くなりになった場合
 - iii 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
 - iv ご利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、ご利用者、ご家族等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合ったご利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業者は、ご利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能維持訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関

への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございます。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv、vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。（※1）それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

9. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥

10. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

11. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名

(東金市以外)	担当	Tel
東金市	高齢者支援課	0475-50-1165
千葉県国民健康保険団体連合会		
介護保険課		043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小埜武祥	0475-58-3208

14. 福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

実施日：なし

15. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

営業所数：	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型共同生活介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



入所家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願いま

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271800086 号
サービスを提供する 対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住 まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	2	1	サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導

機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス㈱委託	7		調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員	10名	静養室	1室(2床)
居室(個室) (多床室)	1室(12.96㎡)	食堂	1室
	1室(二人部屋 23.00㎡)	機能訓練室	1室
	※個室・多床室合わせて10室	喫煙室	1室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽		
医務室	1室		

○サービスの内容

(居室) 個室または、定員2人の多床室になります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時15分 ～ 13時15分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、2階の食堂にておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。

・定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

(機能訓練)

2階のフロアにて機能維持訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

(送迎)

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは9:00~10:00の間、お帰りは16:00~17:00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、片道30分を超える場合、ご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31~1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

令和8年6月1日介護報酬改定

区分	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要支援1	4,510円/日
要支援2	5,610円/日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円/食	1日3回まで
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護 職員の割合
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円/月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円/月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	個別機能訓練計画作成
口腔連携強化加算（月1回）	500円/回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	

定員超過利用減算	所定単位数の 70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の 70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の 97%	
長期利用減算	▲ 3 0 0 円／日	連続 31～60 日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7 級地）は、1 単位 10.17 円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 _____ 当該市・町・村の窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他料金

・居住費

従来型個室 1, 2 3 1 円／日

多床室 9 1 5 円／日

・食費 1, 9 0 0 円／日

(朝食 5 0 0 円 昼食 7 5 0 円 夕食 6 5 0 円)

・滞在費 4 0 0 円／日

(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)

・通信費 1 0 0 円／日

・理容費 2, 1 0 0 円／回

・移動美容室 2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

尚、毎年の更新申請はご家族等をお願いいたします。

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

・急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】 税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

30分を超えると30分未満単位で1,650円かかります。

○その他

第6条5項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○介護予防短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は2ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

① 自動終了

- i ご利用者が介護保健施設に入所した場合
- ii ご利用者がお亡くなりになった場合
- iii 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要支援認定区分が非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
- iv ご利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、ご利用者やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業者は、ご利用者が要支援状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、介護予防短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございます。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv、vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。※1それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮

影および SNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

9. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥

10. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

11. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者： 管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 福祉サービス第三者評価事業

評価については以下の通りです。

実施日：なし

14. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	Tel
東金市	高齢者支援課	0475-50-1165
千葉県国民健康保険団体連合会		
介護保険課		043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小埜武祥	0475-58-3208

15. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

営業所数：

居宅介護支援	1カ所
訪問介護	1カ所
通所介護	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所
認知症対応型通所介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

短期入所生活介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



入所家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願います。

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑（ユニット）
所在地	千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号
サービスを提供する 対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・ 茂原市にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

(2) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設 サービス 計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明

栄養士	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導
機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス㈱委託	7		調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30名	和室	掘り炬燵式
居室	全室	30室(1室15㎡)	トイレ	各ユニット3室
	個室		談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット(139.75㎡)室	機能訓練室	1室(115㎡)

○サービスの内容

(居室)

全室個室となります。

(食事)

朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴)

週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護)

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添

等

(健康管理)

利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等のチェックを行います。

・定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・臨時受診

原則、ご家族対応となります。かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

(機能訓練)

パブリックスペース、フロアにて機能維持訓練を行います。

(個別機能訓練加算)

(生活指導・相談援助)

ご利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます。

(送迎)

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりませんが、お迎えは9:00~10:00の間、お帰りは16:00~17:00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、片道30分を超える場合、ご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31~1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

(入室・退室時間)

居室の準備がございますので原則、

(入室)

入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室)

退所日の15時頃に退室をお願い致します

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和 8 年 6 月 1 日介護報酬改定

要介護度	基本料金（ユニット型個室） ※10 割額
要介護 1	7, 0 4 0 円／日
要介護 2	7, 7 2 0 円／日
要介護 3	8, 4 7 0 円／日
要介護 4	9, 1 8 0 円／日
要介護 5	9, 8 7 0 円／日

②加算料金

加算名	10 割負担の料金	要件等
看護体制加算Ⅰ	4 0 円	常勤看護師 1 名配置
看護体制加算Ⅱ	8 0 円	25 名に 1 名以上 病院連携 24 時間体制
看護体制加算Ⅲイ	1 2 0 円	介護 3 ～ 5 が 70%以上
看護体制加算Ⅲロ	6 0 円	介護 3 ～ 5 が 70%以上
看護体制加算Ⅳイ	2 3 0 円	利用定員 30～50 人以下
看護体制加算Ⅳロ	1 3 0 円	看護体制Ⅱ 重度受入
		利用定員 30～50 人以下
個別機能訓練加算	5 6 0 円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	1 2 0 円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	8 0 円／食	1 日 3 回まで
医療連携強化加算	5 8 0 円	協力病院と医療連携
夜勤職員配置加算Ⅰ	1 3 0 円	基準 1 人以上満たす
夜勤職員配置加算Ⅱ	1 8 0 円	（ユニット型）
夜勤職員配置加算Ⅲ	1 5 0 円	喀痰吸引資格者あり
夜勤職員配置加算Ⅳ	2 0 0 円	（ユニット型）
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護職員の割合によって
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	

介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円/月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円/月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円/月	他施設リハビリ職と連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円/月	個別機能訓練計画作成
看取り連携体制加算	640円/日	死亡日以前7日間まで
口腔連携強化加算（月1回）	500円/回	評価を歯科医師等やケアマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と判断。7日まで
在宅中重度者受入加算		
看護体制ⅠかⅢ算定	4,210円	
看護体制ⅡかⅣ算定	4,170円	
看護体制Ⅰ・ⅢかⅡ・Ⅳ算定	4,130円	
看護体制算定なし	4,250円	
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
人員配置を満たさない場合	所定単位数の70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
長期利用減算	▲320円/日	連続31～60日利用時

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7級地）は、1単位 10.17 円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 _____ 当該市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

③その他料金

- ・ユニット型個室居住費 2, 0 6 6 円／日
- ・食費 1, 9 0 0 円／日
(朝食 5 0 0 円 昼食 7 5 0 円 夕食 6 5 0 円)
- ・滞在費 4 0 0 円／日
(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)
- ・通信費 1 0 0 円／月
- ・理容費 2, 1 0 0 円／回
- ・移動美容室 2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

尚、毎年更新申請はご家族等をお願いいたします。

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

- ・急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】 税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
3 0 分未満	1, 6 5 0 円
6 0 分未満	3, 3 0 0 円
9 0 分未満	4, 9 5 0 円

3 0 分を超えると 3 0 分未満単位で 1, 6 5 0 円がかかります。

○その他

第6条5項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者やご家族のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・喀痰吸引や酸素投与、点滴等の医療行為が必要になった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は2ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①ご利用者、ご家族のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- i ご利用者が介護保健施設に入所した場合
- ii ご利用者がお亡くなりになった場合
- iii 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
- iv ご利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、ご利用者、ご家族等が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合、7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合ったご利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業者は、ご利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能維持訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございました。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv、vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。(※1)それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年 3 回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

9. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥

10. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

11. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	担当	TEL
(東金市以外)		
東金市	高齢者支援課	0475-50-1165
千葉県国民健康保険団体連合会		
	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通	043-254-7428
第三者委員	小埜武祥	0475-58-3208

14. 福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

実施日：なし

15. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 TEL.0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

営業所数：

居宅介護支援 1カ所

訪問介護 1カ所

通所介護 1カ所

短期入所生活介護 1カ所

介護老人福祉施設 1カ所

認知症対応型共同生活介護 1カ所

認知症対応型通所介護 1カ所

在宅介護支援センター 1カ所

ケアハウス 1カ所

令和8年8月1日改定

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 FAX 番号：0475-50-8112

受付時間：月～金曜日 9時～17時

相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

【メール宛先】お電話以外の連絡方法

soudan@yurinokikai.com 生活相談員直通メール



入所家族ライン（※グループラインにはしません）

上記ご登録、送信後の初回はご利用者名とご家族様の氏名を送信願いま

*…ご不明な点は、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホームゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホームゆりの木苑（ユニット型）
所在地	千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定番号	千葉県 第 1271801217 号
サービスを提供する対象地域	東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

ただし入所、退所時の送迎はご家族の対応となります。

（2）職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		事業所・業務の一元的管理
医師			3	利用者の健康管理・療養指導
生活相談員	社会福祉主事等	3		サービス相談・連絡窓口
施設サービス計画担当	介護支援専門員	1		施設サービス計画作成 サービス提供の説明
	管理栄養士	2		献立作成・栄養管理・栄養指導

機能訓練指導員	理学療法士		1	機能訓練を行い利用者の身体機能等の維持や向上を図る
	看護師	1		
事務職員		3		サービス利用に関する事務業務
介護職員	介護福祉士等	20数名		日常生活上のお世話および機能訓練等を行う
看護職員	看護師・准看護師	5		日常衛生・健康管理・服薬管理
調理員	シダックス㈱委託	7		調理業務全般

※職員の配置については、指定基準を遵守していますが、その範囲において人数が変動することがございます。

(3) 施設の設備概要

定員		30名	和室	掘り炬燵式
居室	全室	30室(1室15㎡)	トイレ	各ユニット3室
	個室		談話コーナー	各ユニット
浴室		一般浴槽・特殊浴槽	ウッドデッキテラス	各ユニット
キッチン・リビング		各ユニット(139.75㎡)室	機能訓練室	1室(115㎡)

○サービスの内容

(居室) 全室個室となります。

※入室・退室について

居室の準備がございますので原則、

(入室) 入所日の11時以降の入室をお願い致します。

(退室) 退所日の15時頃に退室をお願い致します。

(食事) 朝食 8時00分 ～ 8時45分

昼食 12時00分 ～ 13時00分

夕食 17時15分 ～ 18時15分

原則、各ユニットのリビングにておとりいただきます。

(入浴) 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

(介護) 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

(健康管理) 利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、体温・血圧などバイタル等

のチェックを行います。

・定期受診

ご利用中の定期受診はご家族での対応になります。

・臨時受診

原則、ご家族対応となりますが、かかりつけ医が休業日もしくは夜間帯で体調不良がみられた際には、協力病院である浅井病院へ速やかに受診対応いたします。医師の判断で入院加療が必要となる場合ご家族へご連絡をいたしますが、連絡がつかない場合は、治療を優先するため、事後の同意となることを合わせてご了承ください。また他の医療機関への受診が必要な場合は当苑に一任して頂き、近隣の医療機関への受診・入院となります。入院先の医療機関によっては、差額ベッドが生じますが、ご了承ください。

(機能訓練) パブリックスペース、リビングにて機能維持訓練を行います。

(生活指導・相談援助)

利用者又はご家族からの各種ご相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。

(レクリエーション)

当施設で行われる各種活動・行事に参加することができます

(送迎)

原則、朝の申し送り後の送迎開始となりますので、居住地によりますが、お迎えは9:00~10:00の間、お帰りは16:00~17:00の間となります。

※サービス対象地域は東金市・大網白里市・九十九里町・山武市・八街市・茂原市にお住まいの方ですが、片道30分を超える場合、ご家族の送迎をお願いする場合がございます。

※日曜日、12/31~1/3の年末年始は、送迎のサービスはございません。

3. 料 金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合証に基づいた負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 基本料金

令和8年6月1日介護報酬改定

区分	基本料金（従来型個室・多床室） ※10割額
要支援1	5,290円/日
要支援2	6,560円/日

②加算料金

加算名	10割負担の料金	要件等
-----	----------	-----

個別機能訓練加算	560円	機能訓練指導員のリハビリ
機能訓練体制加算	120円	機能訓練指導員の配置
療養食加算	80円／食	1日3回まで
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数×16.3%	職場環境の改善 賃金体系の整備 経験技能のある介護 職員の割合
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×17.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数×15.9%	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数×17.2%	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×13.6%	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×11.3%	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	〃 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	〃 50%以上
緊急短期入所受入加算	900円	未計画で緊急的
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	業務改善の取り組み
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	見守り機器の導入
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	他施設リハビリ職と 連携
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	個別機能訓練計画作成
口腔連携強化加算（月1回）	500円／回	評価を歯科医師等やケ アマネと共有
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	認知症介護専門研修者 配置
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	指導者研修修了者配置
若年性認知症入所者受入加算	1,200円	40～64歳認知症
認知症行動・心理症状緊急受入加算	2,000円	医師が在宅生活困難と 判断。7日まで
送迎加算	1,840円	片道
生活相談員配置加算	130円	共生型 地域貢献活動
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の99%	
夜勤の基準を満たさない場合	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	

人員配置を満たさない場合	所定単位数の 70%	
ユニット基準を満たさない場合	所定単位数の 97%	
長期利用減算（要支援 1） ユニット型のみ	要介護 1 の単位数の 75% で算定	連続 31 日以上利用する 場合
（要支援 2） ユニット型のみ	要介護 1 の単位数の 93% で算定	

* 所得する加算は算定要件により変動があります。

* 東金市の地域区分（7 級地）は、1 単位 10.17 円です。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 _____ 当該市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

③その他料金

- ・ユニット型個室居住費 2, 0 6 6 円／日
- ・食費 1, 9 0 0 円／日
(朝食 5 0 0 円 昼食 7 5 0 円 夕食 6 5 0 円)
- ・滞在費 4 0 0 円／日
(滞在中に係る日用品全般およびサービス等)
- ・通信費 1 0 0 円／月
- ・理容費 2, 1 0 0 円／回
- ・移動美容室 2, 1 0 0 円／回

※個人希望の購入品費、行事参加費、特別食等は別途料金がかかります。

施設の立替金で清算し利用料と合わせてのご請求となります。

○介護保険負担限度額認定の制度

※所得に応じて減額認定の申請が対象となる、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は食費・居住費に関して、該当の負担料金額をご参照ください。

尚、毎年更新申請はご家族等をお願いいたします。

○テレビの設置はございません。ご希望の方はテレビ台と共に個人でご用意ください。

④急変時の受診対応（介護保険外サービス）

- ・急な体調不良等により臨時受診が必要な場合、やむを得ずご家族が対応できない時はショートステイの職員が同行し受診支援をすることができます。その際、下記の通り介護

保険外サービスとして料金が発生致します。

※原則、受診対応はご家族対応です。

【料金】 税込の金額となります。

サービス提供時間又は内容	料 金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

30分を超えると30分未満単位で1,650円かかります。

○その他

第6条5項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

○支払方法

サービスの利用終了後、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までにお客様まで送付いたします。なお、この料金については、サービス利用月の翌月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

○介護予防短期入所生活介護の中止・終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前に御客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時00分までに ご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の前日午後5時00分までに ご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額

②入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または

歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は2ヶ月前から可能です。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- i ご利用者が介護保健施設に入所した場合
- ii ご利用者がお亡くなりになった場合
- iii 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要支援認定区分が非該当（自立）もしくは要介護と認定された場合。但し、この場合に限り予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます
- iv ご利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、ご利用者やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は7日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行

うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう援助を行います。

- ③当事業所が行う、短期入所生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

- ①男性職員による介護がございます。
- ②従業員への研修の実施（前記5の④参照）
- ③サービスマニュアルの作成
- ④身体的拘束は原則行いません。
- ⑤夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に際して、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めて頂きます。また、健康への留意もお願いいたします。
- ②ご利用者には、事業所内で自らが利用する居室等の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力いただきます。
- ③事業所内での次の行為はご遠慮下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv. vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をして頂きます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。※1
それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの

利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先は、契約書別紙●緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

7. 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。予め面会のご予約をお願い致します。利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画・録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記にあたる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

9. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

- ・安全対策担当者 栗原 辰弥

10. 感染症対策

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

11. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

12. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 福祉サービス第三者評価事業

評価については以下の通りです。

実施日：なし

14. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の短期入所生活介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 田中佳美

電話番号：0475-50-8111 相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長

戸村秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 (東金市以外)	担当	Tel
東金市	高齢者支援課	0 4 7 5 - 5 0 - 1 1 6 5
千葉県国民健康保険団体連合会		
介護保険課		0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 0 9
	苦情処理係直通	0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8
第三者委員	小埜武祥	0 4 7 5 - 5 8 - 3 2 0 8

15. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業：

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護

営業所数：

居宅介護支援 1カ所

訪問介護 1カ所

通所介護 1カ所

短期入所生活介護 1カ所

介護老人福祉施設 1カ所

認知症対応型共同生活介護 1カ所

認知症対応型通所介護 1カ所

在宅介護支援センター 1カ所

ケアハウス 1カ所

令和8年8月1日改定

通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8100 相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 高島 輝幸・丹羽 美依子 （受付時間 月～金曜日 9時～17時）
--

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. デイサービスセンターゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンターゆりの木苑
所 在 地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	通所介護（千葉県 第1271800102号）
提供する 対象地域*	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町 にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	社会福祉主 事任用資格 介護福祉士	2		通所介護計画を立案し、サービスの提供方法 について利用者又はその家族に対し、理解し やすいように説明する
看護職員		1		利用者の健康管理を行う
作業療法士			1	利用者が日常生活を営む機能を計画する。
介護職員		1以上	8以上	通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を 営むことができるよう援助を行う

（3）設備の概要

定 員	70名	静養室	12畳(24.12㎡)
食堂兼機能訓練室	270.86㎡	相談室	1室

浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7 台
-----	-----------------	-----	-----

(4) 営業時間

月～土	9 時 3 0 分～1 6 時 3 5 分（送迎時間は除く）
日	定休日（1 2 / 3 1 ～1 / 3 の期間はお休みを頂きます）

※ 緊急連絡先電話 Tel. 0 4 7 5 - 5 0 - 8 1 1 1

3. サービス内容

① 送迎

車椅子用リフト装備車 2 台（スタッフ 2 名乗車）を含めた 7 台の車両で、ご自宅まで安全に送迎いたします。

② 健康チェック

利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等チェックを行います

③ レクリエーション

利用者ができるだけ主体的に取り組み、楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。

④ 食事の提供

エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。

⑤ 入浴

一般浴槽のほか特殊浴槽 2 台をご用意し、利用者の A D L に応じた入浴介助を行います。

⑥ 生活相談

利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。また、ご家族を対象にした「家族介護教室」を定期に開催します。

4. 料 金

(1) 利用料金

・デイサービス利用料

令和 8 年 6 月 1 日改正

大規模 I	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額（1割負担の場合）
要介護1	6,290 円	629 円
要介護2	7,440 円	744 円
要介護3	8,610 円	861 円
要介護4	9,800 円	980 円
要介護5	10,970 円	1,097 円

大規模 II	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額（1割負担の場合）
要介護1	6,070 円	607 円
要介護2	7,160 円	716 円
要介護3	8,300 円	830 円
要介護4	9,460 円	946 円
要介護5	10,590 円	1,059 円

・加算利用料

個別機能訓練加算Ⅰイ	560円	56 円/回
個別機能訓練加算Ⅰロ	760円	76 円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	200円	20 円/月
A D L維持等加算（Ⅰ）	300円	30 円／6ヶ月1回
A D L維持等加算（Ⅱ）	600円	60 円/6ヶ月1回
入浴介助加算Ⅰ	400円	40 円/回
入浴介助加算Ⅱ	550円	55 円/回
中重度ケア体制加算	450円	45 円/回
認知症加算	600円	60 円
若年性認知症受け入れ加算	600円	60 円
栄養改善加算	2,000円 円	200 円／月2回
栄養アセスメント加算	500円	50円／月
口腔機能向上加算	1,600円 円	160円／月2回3ヶ月限

生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円	100円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円	200円/月
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	200円	20円/6ヶ月1回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	50円	5円/6ヶ月1回
科学的介護推進体制加算	400円	40円/月
サービス提供体制強化Ⅰ	220円	22円/回
サービス提供体制強化Ⅱ	180円	18円/回
サービス提供体制強化Ⅲ	60円	6円/回
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数に11.1%を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数に12.0%を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数に10.9%を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数に11.8%を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に9.9%を乗じた単位数	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に8.3%を乗じた単位数	

※東金市の地域区分(7級地)の単位数は10.14円となります。

その他の料金(全額自己負担)

- ・昼食費 1食あたり 750円
- ・滞在費 1日あたり 400円

※毎日の嗜好品※水分等の提供、ご利用者に合わせた生活物品の提供、個別に合わせたレクリエーション活動費など。

- ・通信費 1ヶ月 100円
- ・おむつ代 使用1枚あたり 100円

※おむつ(紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等)

- ・理美容費 1回 2,100円

※特別食、行事参加費、理美容等は別途料金が掛かります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、_____市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※緊急的に病院受診する際に、後期高齢者医療資格確認証等を持参の上、受診する病院へご来院下さい。受給者証の提示がなく、後日持参になってしまうと全額実費負担の可能性もありますのでご了承ください。

○ 介護保険外サービス（自費サービス）

やむを得ず職員が受診対応した際に、職員が同行した時間に応じて料金が発生致します。尚、サービスご利用中の体調不良は「原則早退」となり、受診は原則ご家族対応です。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みの金額です。30分超えると30分未満単位で1,650円かかります。

(3) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました、料金については、毎月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。

また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した

場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を現金にてお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。但し、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- i ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ii 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
- iii ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う様に催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. お客様が体調を崩した場合

- ①デイサービスご利用中に、お客様が体調を崩され、緊急を要するときは協力病院の浅井

病院に搬送致します。

- ②お客様が通所介護の契約期間中に体調を崩され入院治療をおこない、その後、退院が決まり、再びお客様がデイサービスに通所希望される場合は、主治医より病状、体力的に通所可能な状態であると認められたときにご利用再開となります。また、状況によっては、お客様の状態把握のために、通所前に訪問をさせて頂くことがございます。

7. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用にあたり

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記7の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。
- ②送迎車内、及び事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。
- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を

侵すこと。

- ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
- iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- iv 指定した場所以外で火気を用いること。
- v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

なお、上記iv vの規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

- ③ 事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮ください。

- vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為※1それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

10. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

11. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

1 2. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 相談員 丹羽 美依子

電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 管理者 戸村 秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

東金市 担当 高齢者支援課 TEL 0475-50-1165

九十九里町 担当 健康福祉課 TEL 0475-70-3183

大網白里市 担当 高齢者支援課 TEL 0475-70-0332

山武市 担当 高齢者福祉課 TEL 0475-80-2643

千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 043-254-7409

苦情処理係直通番号 043-254-7428

第三者委員 小埜 武祥 0475-58-3208

15. 福祉サービス第三者評価事業

評価については、以下の通りです。

実施日：なし

16. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2

TEL.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型生活共同介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護(通所グループホームゆりの木苑)

営業所数	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型生活共同介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8100
相談担当者：ゆりの木苑 生活相談員 高島 輝幸・丹羽 美依子
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. デイサービスセンターゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンターゆりの木苑
所 在 地	千葉県東金市家徳756-2
介護保険指定番号	通所介護（千葉県 第 1271800102 号）
サービスを提供する 対象地域*	東金市・山武市・大網白里町・九十九里町 にお住まいの方

*…上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	社会福祉主 事任用資格 介護福祉士	2		通所介護計画を立案し、サービスの提供方法について利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明する
作業療法士			1	利用者が日常生活を営むのに必要な機能維持を図る
看護職員		1		利用者の健康管理を行う
介護職員		1 以上	8 以上	通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう援助を行う

(3) 設備の概要

定 員	70 名	静養室	12 畳(24. 12 m ²)
食堂兼機能訓練室	270. 86 m ²	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	7 台

(4) 営業時間

月～土	11時00分～16時00分（送迎時間は除く）
日	定休日（12/31～1/3の期間はお休みを頂きます）

※ 緊急連絡先電話 TEL. 0475-50-8111

3. サービス内容

① 送迎

車椅子用リフト装備車2台（スタッフ2名乗車）を含めた7台の車両で、ご自宅まで安全に送迎いたします。

② 健康チェック

ご利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、看護師が体温・血圧などバイタル等チェックを行います。

③ レクリエーション

ご利用者ができるだけ主体的に取り組み、楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。

④ 食事の提供

エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。

⑤ 入浴

一般浴槽のほか特殊浴槽2台をご用意し、利用者のADLに応じた入浴介助を行います。

⑥ 生活相談

ご利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。また、ご家族を対象にした「家族介護教室」を定期に開催します。

4. 料金

(1) 利用料金

① 基本料金

令和8年6月1日改定

	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
要支援1	17,980 円	1,798 円
要支援2（週1回）	18,100 円	1,810 円
要支援2	36,210 円	3,621 円
要支援2（週2回）		

②加算料金

栄養アセスメント加算	500 円	50 円
栄養改善加算	2,000 円	200 円
口腔機能向上加算	1,600 円	160 円
若年性認知症利用者受入加算	2,400 円	240 円
一体的サービス提供加算	4,800 円	480 円
生活機能向上グループ活動加算	1,000 円	100 円
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	880 円	88 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	1,760 円	176 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に9.2%を乗じた単位数	

※東金市(7級地)の1単位あたりの単価は10.14円となります。

③その他利用料（全額自己負担）

- ・昼食費 1食あたり 750円
- ・滞在費 1日あたり 400円（日用品・レクリエーション費等）
- ・通信費 1ヶ月 100円
- ・おむつ代 おむつ(布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等)
使用1枚あたり 100円（全額自己負担）
- ・理美容費 2,100円

※…特別食、行事参加費、理美容等は別途料金が掛かります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、____市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

(2)キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日8時30分までにご連絡がなかった場合	昼食費 650円

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている場合には振り替えできませんのでご了承ください。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※緊急的に病院受診する際には、後期高齢者医療受給者証を持参の上受診する病院へご来院下さい。受給者証の提示がなく、後日持参になってしまうと全額実費負担の可能性もありますのでご了承ください。

○ 介護保険外サービス（自費サービス）

やむを得ず職員が受診対応した際に、職員が同行した時間に応じて料金が発生致します。尚、サービスご利用中の体調不良は「原則早退」となり、受診は原則ご家族対応です。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みの金額です。30分超えると30分未満単位で1,650円かかります。

○ その他

第5条4項の複写物の請求に関しては、B4サイズまで1枚20円です。

(3)支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました、料金については、毎月27日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし(口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。また、ご利用者に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複

写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を現金にてお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。介護予防総合事業通所型サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。但し、地域包括支援サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターとご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

i ご利用者が介護保険施設に入所した場合

ii 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区が、

非該当（自立）と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。

iii ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合

・守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

・事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う様に催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. ご利用者が体調を崩した場合

①デイサービスご利用中に、ご利用者が体調を崩され、緊急を要するときは協力病院の

浅井病院に搬送致します。

- ②ご利用者が通所介護の契約期間中に体調を崩され入院治療をおこない、その後に退院が決まり、再びご利用者がデイサービスに通所希望される場合は、主治医より病状、体力的に通所可能な状態であると認められたときにご利用再開となります。また状況によっては、ご利用者の状態把握のために、通所前に訪問をさせて頂くことがございます。

7. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用のために

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記7の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②送迎車、及び事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- なお、上記iv vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。

③事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮ください。

- vi 事業所の職員・他ご利用者に対し、社会通念上不相当な行為。※1
- それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。緊急連絡先は、契約書別紙○緊急連絡先の第1連絡先および第2連絡先とします。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

10. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかにご利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥
- ・損害賠償責任保険加入先／あいおい損害保険株式会社

1 1. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

1 2. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 相談員 丹羽 美依子

電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 管理者 戸村 秀次

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643

千葉県国保連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係直通番号	043-254-7428

第三者委員

小埜 武祥

0475-58-3208

15. 福祉サービス第三者評価事業

評価については、以下の通りです。

実施日：なし

16. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2

Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業（居宅介護支援センターゆりの木苑）

VI 認知症対応型生活共同介護（グループホームゆりの木苑）

VII 認知症対応型通所介護（通所グループホームゆりの木苑）

営業所数

居宅介護支援	1カ所
訪問介護	1カ所
通所介護	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
認知症対応型生活共同介護	1カ所
認知症対応型通所介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

認知症対応型通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：まさきデイサービスゆりの木苑 管理者 高島 輝幸
 （受付時間 月～金曜日 ９時～１７時） 相談員 丹羽 美依子

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 認知症対応型通所介護概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	認知症対応型通所介護
所 在 地	千葉県東金市家徳７５２－９
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護（第１２９１８０００８２号）
サービスを提供する 対象地域＊	東金市に在住の方 大網白里町・九十九里町・山武市の方（応相談）

（２）職員体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			介護福祉士
看護師	1	1				看護師
相談員	2		2			介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	8	1	1	6		介護福祉士

昼間の体制	日勤４名（８：３０～１７：１０）
-------	------------------

（３）定員

利用者数	定員２４名（２ユニット）
------	--------------

（４）事業所の概要

事業所名	まさきデイサービスゆりの木苑
事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、施設に通いながら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する認知症対応型通所介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	高島 輝幸
開設年月日	平成24年9月1日
指定事業者番号	第1291800082号
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳752-9 TEL 0475-50-8100 FAX 0475-50-8112
交通の便	電車の場合／ＪＲ東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩7分。 東金駅よりタクシーで約10分。 大網駅よりタクシーで約20分。 自動車の場合／国道126号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、4つ目信号脇に施設入り口看板あり。
敷地概要	千葉県東金市家徳752-12/-13/-14 1.040㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会

建物概要	構造：RC地上1階 延床面積：293.06㎡
------	------------------------

3. 料金について

(1) 利用料金 ・デイサービス利用料 介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた負担となります。また単価については地域区分に基づいて計算になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

令和8年6月1日改定（円）

	5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満		7時間以上8時間未満	
介護度	介護保険	利用者負担 (1割)	介護保険	利用者負担 (1割)	介護保険	利用者負担 (1割)
要介護1	8,580	858	8,800	880	9,940	994
要介護2	9,500	950	9,740	974	11,020	1,102
要介護3	10,400	1,040	10,660	1,066	12,100	1,210
要介護4	11,320	1,132	11,610	1,161	13,190	1,319
要介護5	12,250	1,225	12,560	1,256	14,270	1,427

加算料金

	介護保険	利用者負担 (1割)		介護保険	利用者負担 (1割)
入浴介助加算（Ⅰ）	400円	40円/日	口腔機能向上 加算（Ⅰ）	1,500円	150円/回
入浴介助加算（Ⅱ）	550円	55円/日	口腔機能向上 加算（Ⅱ）	1,600円	160円/回
生活機能向上連携 加算（Ⅰ）	1,000円	100円/ 3ヶ月1回	栄養アセスメント加算	500円	50円/月
生活機能向上連携 加算（Ⅱ）	2,000円	200円/月	A DL維持加算（Ⅰ）	300円	30円/月
個別機能訓練加算 （Ⅰ）	270円	27円/日	A DL維持加算（Ⅱ）	600円	60円/月
個別機能訓練加算 （Ⅱ）	200円	20円/月	科学的介護推進体制加算	400円	40円/月

若年性認知症利用者受入加算	600円	60円/日
栄養改善加算	2,000円	200円/3ヶ月2回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	200円	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	50円	5円/6ヶ月1回

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	18円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円	6円/回

介護職員処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数に21.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数に23.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数に20.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数に22.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に18.5%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に15.7%を乗じた単位数

地域区分 東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10.17円となります。

・感染症、災害の発生で利用者数の減少が一定以上生じている場合は基本報酬に3%加算になります。

・中山間地域等へのサービス提供加算は所定単位数に5%乗じた単位数になります。

（全額自己負担）

- ・食費 1食あたり 500円
- ・滞在費 1日あたり 400円
- ・通信費 1ヶ月あたり 100円
- ・歯ブラシ代 1ヶ月あたり 100円
- ・おむつ代 おむつ(布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等)
使用1枚あたり100円
- ・理美容代 2,100円/回

※…滞在費は日用品等とサービス費になります。

※…この他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 _____ 市・町・村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の当日8時30分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※緊急的に病院受診する際に、後期高齢者医療資格確認証等を持参の上、受診する病院へご来院下さい。受給者証の提示がなく、後日持参になってしまうと全額実費負担の可能性もありますのでご了承ください。

○ 介護保険外サービス（自費サービス）

やむを得ず職員が受診対応した際に、職員が同行した時間に応じて料金が発生致します。尚、サービスご利用中の体調不良は「原則早退」となり、受診は原則ご家族対応です。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みの金額です。30分超えると30分未満単位で1,650円かかります。

（３）支払方法

毎月２０日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました料金については、毎月２７日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし口座振替又は自動振り込み)の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、Ｂ４サイズまで１枚２０円を現金にてお支払い頂きます。

*…サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承下さい。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。但し居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区が、非該当（自立）または、要支援と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサ

ービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用のために

時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記5の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。
- ②送迎車、及び事業所内でのご利用者本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者そ

の他来訪者の次の行為はご遠慮ください。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
- iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- iv 指定した場所以外で火気を用いること。
- v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。なお、上記 iv v の規程に反し、お客様が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。
- vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。※1 それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影および SNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。【契約書別紙】○緊急連絡先

7. 非常災害対策

・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。

・防災訓練 年3回実施いたします。

・防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

・安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修

や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

(1) 認知症対応型通所介護に関する相談、要望、苦情等はサービス担当者、又は下記窓口までお申し出ください。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100

相談担当者：まさきデイサービスゆりの木苑 相談員 丹羽 美依子

電話番号：0475-50-8111

相談担当者：社会福祉法人ゆりの木苑 施設長 戸村 秀次

(受付時間 月～日曜日 9:00～17:00)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643
千葉県国保連合会		介護保険課		043-254-7409
		苦情処理係直通番号		043-254-7428

13. 福祉サービス第三者評価事業

評価については以下の通りです。

実施日：なし

14. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳7 5 6－2

TEL. 0 4 7 5－5 0－8 1 1 1

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業（居宅介護支援センターゆりの木苑）

VI 認知症対応型生活共同介護（グループホームゆりの木苑）

VII 認知症対応型通所介護（通所グループホームゆりの木苑）

営業所数

居宅介護支援	1カ所
訪問介護	1カ所
通所介護	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
介護老人福祉施設	1カ所
認知症対応型生活共同介護	1カ所
認知症対応型通所介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

介護予防認知症対応型通所介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】

電話番号：０４７５－５０－８１００

相談担当者：予防まさきデイサービスゆりの木苑 管理者 高島 輝幸
 （受付時間 月～金曜日 ９時～１７時） 相談員 丹羽 美依子

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. 予防認知症対応型通所介護概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名 称	介護予防認知症対応型通所介護
所 在 地	千葉県東金市家徳７５２－９
介護保険指定番号	介護予防認知症対応型通所介護（第１２９１８０００８２号）
サービスを提供する 対象地域*	東金市に在住の方 大網白里町・九十九里町・山武市の方（応相談）

（２）職員体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			介護福祉士
看護師	1	1				看護師
相談員	2		2			介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	8	1	1	6		介護福祉士

昼間の体制	日勤４名（８：３０～１７：１０）
-------	------------------

（３）定員

利用者数	定員２４名（２ユニット）
------	--------------

(4) 事業所の概要

事業所名	予防まさきデイサービスゆりの木苑
事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、施設に通いながら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する介護予防認知症対応型通所介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	高島 輝幸
開設年月日	平成24年9月1日
指定事業者番号	第1291800082号
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳752-9 TEL 0475-50-8100 FAX 0475-50-8112
交通の便	電車の場合／ＪＲ東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩7分。 東金駅よりタクシーで約10分。 大網駅よりタクシーで約20分。 自動車の場合／国道126号線と片貝県道の交差点(堀上)を九十九里方面へ右折、4つ目信号脇に施設入り口看板あり。

敷地概要	千葉県東金市家徳752-12/-13/-14 1.040㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会
建物概要	構造：ＲＣ地上1階 延床面積：293.06㎡

3. 料金について

- (1) 利用料金 ・デイサービス利用料 介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の負担割合証に基づいた負担となります。また単価については地域区分に基づいて計算になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金

令和8年6月1日改定

	6時間以上7時間未満		7時間以上8時間未満	
介護度	介護保険	利用者負担（1割）	介護保険	利用者負担（1割）
要支援1	7,600円	760円	8,610円	861円
要支援2	8,510円	851円	9,610円	961円

②加算料金

	介護保険	利用者負担（1割）
入浴介助加算Ⅰ	400円	40円/日
入浴介助加算Ⅱ	550円	55円/日
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円	100円/3ヶ月1回
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円	200円/月
個別機能訓練加算Ⅰ	270円	27円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	200円	20円/月
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円/日
栄養改善加算	2,000円	200円/3ヶ月2回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	2,000円	20円/回

	介護保険	利用者負担（1割）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1,500円	150円/回
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1,600円	160円/回
栄養アセスメント加算	500円	50円/月
AＤＬ維持加算Ⅰ	300円	30円/月
AＤＬ維持加算Ⅱ	600円	60円/月
科学的介護推進体制加算	400円	40円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	22円/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	18円/回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	6円/回

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	50円	5円/6ヶ月 1回
-----------------	-----	--------------

介護職員処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数に21.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数に23.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数に20.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数に22.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に18.5%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に15.7%を乗じた単位数

地域区分 東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10.17円となります。

- ・感染症、災害の発生で利用者数の減少が一定以上生じている場合は基本報酬に3%加算になります。
- ・中山間地域等へのサービス提供加算は所定単位数に5%乗じた単位数になります。

③その他の料金（全額自己負担）

- ・食費 1食あたり 500円
- ・滞在費 1日あたり 400円（日用品費およびサービス費）
- ・通信費 1ヶ月あたり 100円
- ・歯ブラシ代 1ヶ月あたり 100円
- ・理美容代 1回につき 2,100円
- ・おむつ代 おむつ(布おむつ・紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等)
使用1枚あたり100円

※…この他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日_____市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（２） キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

③ ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合	無 料
-----------------------------	-----

④ ご利用日の当日 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額
---------------------------------	-----------------------

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※緊急的に病院受診する際に、後期高齢者医療資格確認証等を持参の上、受診する病院へご来院下さい。受給者証の提示がなく、後日持参になってしまうと全額実費負担の可能性もありますのでご了承ください。

○ 介護保険外サービス（自費サービス）

やむを得ず職員が受診対応した際に、職員が同行した時間に応じて料金が発生致します。尚、サービスご利用中の体調不良は「原則早退」となり、受診は原則ご家族対応です。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みの金額です。30分超えると30分未満単位で1,650円かかります。

（３）支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました料金については、毎月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日に口座自動引き落とし口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。また、ご利用者に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を現金にてお支払い頂きます。

*…サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。介護予防認知症対応型通所介護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。但し居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または、要介護と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられる様なサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、

要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、通所介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用のために

時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記5の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。
- ②送迎車、及び事業所内でのお客様本人のほか、その家族、親族、後見人、関係者その他来訪者の次の行為はご遠慮ください。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - iv 指定した場所以外で火気を用いること。
 - v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。
 - vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。※1それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報しま

す。

- ※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。【契約書別紙】○緊急連絡先

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年3回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

- ・安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

責任者：管理者 戸村 秀次

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に

実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、ご要望、サービス向上に関する内容等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8100 担当者：ゆりの木苑 管理者 高島輝幸
電話番号：0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 相談員 丹羽美依子
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村へご相談・サービス向上等伝えることができます。

東金市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-50-1165
九十九里町	担当	健康福祉課	Tel	0475-70-3183
大網白里市	担当	高齢者支援課	Tel	0475-70-0332
山武市	担当	高齢者福祉課	Tel	0475-80-2643
千葉県国保連合会		介護保険課		043-254-7409
		苦情処理係直通番号		043-254-7428

13. 福祉サービス第三者評価事業

評価については以下の通りです。

実施日：なし

14. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳756-2

Tel. 0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

- I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)
- II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)
- III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)
- IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)
- V 指定居宅介護支援事業 (居宅介護支援センターゆりの木苑)
- VI 認知症対応型生活共同介護 (グループホームゆりの木苑)
- VII 認知症対応型通所介護 (通所グループホームゆりの木苑)

営業所数	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型生活共同介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	在宅介護支援センター	1カ所
	ケアハウス	1カ所

令和8年8月1日改定

認知症対応型共同生活援助事業重要事項説明書

1. 事業主体概要

名称・法人種別	社会福祉法人ゆりの木会																
代表者役職・氏名	理事長 浅井 禎之																
法人本部所在地・電話番号	千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111																
定款の目的に定める事業	① 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営 ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営 ② 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業(ゆりの木苑) 老人デイサービス事業(ゆりの木苑) 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (グループホームゆりの木苑) ③公益事業 指定居宅介護支援事業 (居宅介護支援センターゆりの木苑)																
介護保険関連事業所数	<table> <tr><td>居宅介護支援</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>訪問介護</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>認知症対応型共同生活介護</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>短期利用認知症対応型共同生活介護</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>介護老人福祉施設</td><td>1 カ所</td></tr> <tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>1 カ所</td></tr> </table>	居宅介護支援	1 カ所	訪問介護	1 カ所	通所介護	1 カ所	短期入所生活介護	1 カ所	認知症対応型共同生活介護	1 カ所	短期利用認知症対応型共同生活介護	1 カ所	介護老人福祉施設	1 カ所	認知症対応型通所介護	1 カ所
居宅介護支援	1 カ所																
訪問介護	1 カ所																
通所介護	1 カ所																
短期入所生活介護	1 カ所																
認知症対応型共同生活介護	1 カ所																
短期利用認知症対応型共同生活介護	1 カ所																
介護老人福祉施設	1 カ所																
認知症対応型通所介護	1 カ所																

2. 事業所概要

事業所名	グループホームゆりの木苑
------	--------------

事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
事業の方針	① 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	佐久間 佳奈・遠藤 慶一
開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日
指定事業者番号	1 2 7 1 8 0 0 2 8 4
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳 752-12 Tel 0475-50-8111 FAX 0475-50-8112
施 設 概 要	千葉県東金市家徳 752-12/-13/-14 1 2 9 9 ㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会

建物概要	構造：R C地上1階 延床面積：655.56㎡
居室の概要	個室(18室)／6畳和室(9.3㎡) 洗面台付き(2.2㎡)、押入(1.5㎡) ルームエアコン、ナースコール 煙感知器／完備
共用施設の概要	食堂(61㎡)2カ所、居間(26㎡)2カ所 台所(11㎡)2カ所 洗濯家事室(5㎡)2カ所 脱衣室(5㎡)2カ所 浴室(10㎡)2カ所 便所6カ所(うち身障用2カ所)談話室(16㎡)1カ所
緊急対応方法	ご利用者に様態の変化等があった場合は、協力医療機関である医療法人静和会浅井病院に連絡し、医師の派遣又は受診・入院等の措置を早急に行う等必要処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。尚、夜間における緊急時については、当該施設に勤務する夜勤職員のみで対応が不可能な場合は、隣接する特別養護老人ホームゆりの木苑に勤務する夜勤職員2名が、必要に応じて対応します。
防災設備等の概要	防災設備／非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。 防災訓練／年3回実施いたします。 防火責任者／有田 大輝
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3. 職員体制(主たる職員)

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	

管理者	2	2				介護福祉士
計画作成担当者	2	2				介護支援専門員
介護職員	生活時間帯：入居者 3 人に対し職員 1 人を配置					介護福祉士、ヘルパー 2 級 初任者研修 認知症実践者研修終了

4. 勤務体制

昼間の体制	早番 6：30～15：30 日勤 8：30～17：30 遅番 11：00～20：00 13：00～22：00
夜間の体制	夜勤 16:00～翌日 9:00 準夜勤 22：00～翌日 7：00

5. 利用者定員

利用者数	1 ユニット定員 9 名 (ユニット数 2)総定員 18 名
------	-----------------------------------

6. サービス費及び利用料等

介護保険から給付サービスを利用する場合の利用者負担は、負担割合証に基づいた金額となります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○基本料金および入居金

令和 8 年 6 月 1 日改定

保証金	1 5 0 0 0 0 円／入居時一時預かり金	
介護度	介護保険基本料金	利用者負担（1 割の場合）
要支援 2	7,490 円	749 円
要介護 1	7,530 円	753 円
要介護 2	7,880 円	788 円

要介護3	8,120円	812円
要介護4	8,280円	828円
要介護5	8,450円	845円

○加算（日額）

加算名	介護保険	利用者負担（1割の場合）
初期加算	300円	30円
入院時費用	2,460円	246円
協力医療機関連携加算	1,000円	100円
医療連携体制加算Ⅰイ	570円	57円
医療連携体制加算Ⅰロ	470円	47円
医療連携体制加算Ⅰハ	370円	37円
医療連携体制加算Ⅰイ	570円	57円
医療連携体制加算Ⅱ	50円	5円
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	4円
認知症チームケア推進加算	1,500円／月	150円／月
認知症チームケア推進加算	1,200円／月	120円／月
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円／月	100円／月
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円／月	200円／月
認知症行動・心理症状緊急	2,000円（7日間のみ）	200円
若年性認知症利用者受入れ	1,200円	120円
栄養管理体制加算	300円／月	30円／月
口腔衛生管理体制加算	300円／月	30円／月
口腔・栄養スクリーニング	200円／回	20円／回
科学的介護推進体制加算	400円／月	40円／月
高齢者施設等感染対策向上	100円／月	10円／月

高齢者施設等感染対策向上 加算	50円／月	5円／月
看取り介護加算	①死亡日以前31日以上45日以下・・・72単位／日 ②死亡日以前4日以上30日以下・・・144単位／日 ③死亡日以前2～3日・・・680単位／日 ④死亡日・・・1280単位／日	
新興感染症等施設療養費	2,400円／月	240円／月
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000円／月	10円／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月	100円／月
サービス提供体制強化加算	220円	22円
サービス提供体制強化加算	180円	18円
サービス提供体制強化加算	60円	6円
夜間支援体制加算Ⅰ	500円	50円
夜間支援体制加算Ⅱ	250円	25円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に21.0%乗じた単位数になります。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に22.8%乗じた単位数になります。	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に17.8%乗じた単位数になります。	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に20.2%乗じた単位数になります。	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に22.0%乗じた単位数になります。	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に17.9%乗じた単位数になります。	
退居時情報提供加算	1回につき250円	
退居時相談援助加算	1回につき400円	
夜勤の基準を満たさない場	所定単位数の97%	
定員超過利用減算	所定単位数の70%	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の99%	
高齢者虐待防止措置未実施	所定単位数の99%	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の97%	

地域区分・・・東金市（7級地）の1単位あたりの単価は10,140円です。

○その他料金（日額）

- ・居室提供（家賃） 1,540円
- ・水道光熱費 730円
- ・食費 1,900円（朝500円 昼750円 タ650円）
- ・冬季加算（11月～3月） 62円
- ・滞在費 400円

※毎日の嗜好品（水分等）の提供、ご利用者に合わせた生活物品の提供、個別に合わせたリクリエーション活動費などに充てられます。

- ・通信費 100円/月
- ・家族会費 100円/月
- ・理美容費 2,100円/回
- ・移動美容室 2,100円/回
- ・義歯ネーム入れ 2,200円/片方 4,400円/上下
- ・おむつ代 100円/1枚（紙オムツ、紙パンツ、尿取りパット）
- ・燃料費 25km以上 2,500円

以降5kmごとに500円増し

○介護保険外サービス（自費サービス）

施設の行事以外で、個人でご希望の外出や専門治療等の受診に職員の同行を求められた場合、職員一人あたりの同行時間に費用がかかります。

サービス提供時間	料金
30分未満	1,650円
60分未満	3,300円
90分未満	4,950円

税込みです。30分超えると30分未満単位で1,650円がかかります。

ご家族との外出等は基本、ご家族対応となりますが、外出対応が難しい場合は日程までに余裕をもって職員または相談員までご相談ください。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人静和会浅井病院
診療科目	精神科 内科 歯科 人間ドッグ

（1）浅井病院訪問診療（月1回）にて定期処方や健康相談を致します。

(2) 受診に伴う利用料

グループホームでは浅井病院以外の受診は全てご家族対応とさせていただきます。ご家族の同行が出来ない場合は、自費負担での有料サービスをご利用して頂きます。(○介護保険外サービス)

8. 当施設の短期利用認知症対応型共同生活介護の特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、ご利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、短期利用認知症対応型共同生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。
- ⑤事業所は、職員の安全確保および就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

(2) サービス利用のために

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記6の(1)の④参照

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただきますようお願い申し上げます。
- ②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。
 - i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他

人の自由を侵すこと。

- ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
- iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- iv 指定した場所以外で火気を用いること。
- v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。
- vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。※1それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

9. 面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。

以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み
- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画。録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記に当たる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

10. その他体制

① 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

安全対策担当者 栗原辰弥

② 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

③ 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとしています。

責任者 施設長 戸村秀次

④ 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. サービスご利用に当たっての留意事項

① 利用の対象者

指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方です。

- i 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ii 自傷他害のおそれがないこと。
- iii 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

② 状態変化時

入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。なお、退居に際しては、ご利用者及びご家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

③ 居室の管理

居室の清掃、日常的な維持管理はご利用者が施設職員と協力のうえ行うものとします。なお、居室のゴミ・廃棄物については、ご利用者が職員と協力のうえ定められた場所ま

で運搬することを原則とします。なお、居室において、煉炭、火鉢、石油ストーブ、などの火気類の使用を安全面から禁じます。

④ 共用施設・設備の利用時間や生活ルール

管理者とご利用者との間で協議のうえ決定するものとします。なお、ご利用者は、共用施設・設備等、専用居室以外の場所に私物を置いてはなりません。共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行います。

⑤ 食事時間

以下の時間に食堂にて提供します。但し、ご利用者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則的として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえないものとします。なお、外出・外泊等で欠食する際は、前日午後5時までにご利用者もしくは利用者代理人が申し出る事とします

- i 朝食 8時00分～
- ii 昼食 12時00分～
- iii 夕食 18時00分～

⑥ 入浴

隔日以上の実施とし、職員が入浴の準備を行います。なお、入浴の時間については、別に定めることとします。入浴に際しては、他のご利用者も利用することを考え清潔の維持に留意していただきます。また、ご利用者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合には、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。なお、男性による介護もございますが、プライバシーに配慮して支援いたします。

⑦ 緊急時の対応

ご利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員はナースコール等でご利用者から緊急の対応の要請があった時には、速やかに適切な対応を行います。また、ご利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。夜間帯は職員が少ないため、急変時の対応等で通常の介護が提供できない場合がございます。

⑧ 活動・行事

ご利用者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事

等を行うことができるものとします。なお、その際に必要な費用は参加者が負担するものとします。また、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行います。

⑨ 健康診断

ご利用者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとします。なお、職員は、ご利用者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるとともに、ご利用者に対し随時保健衛生の普及、指導を行います。

⑩ 外出・外泊

外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を管理者に届け出るものとします。外出も同様に出発、帰宅時間、外出先の届け出をお願いいたします。お出かけにあたっては支援に必要な情報提供を行います。外出や外泊中のトラブルに関して、グループホームでは責任を負いかねます。

⑪ 外来客の居室宿泊

予め管理者に届け出るものとします。なお、希望する日の前日17時までに管理者に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとします。但し、実費として別途定める食事代を負担していただきます。

⑫ 災害・非常時

施設は、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、ご利用者も参加した訓練を年3回以上実施します。なお、ご利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、可能な限りナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとします。

⑬ 小動物の飼育

ご利用者は、管理者の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等の動物の飼育をすることができます。但し、許可を受けた場合であっても、他のご利用者の迷惑となる場合は許可を取り消すことがあります。

⑭ 宗教活動の禁止

施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行いません。また、ご利用者は専用居室以外で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはなりません。また、他のご利用者にそ

これらの活動への参加を強要してはなりません。

⑮ 音響機器の使用

専用居室において、テレビ、ラジオ等音響機器を利用する際には、他のご利用者の迷惑にならないようボリュームを落とすなど配慮して利用してください。

⑯ 居室の模様替え

管理者の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に現状に復するものとしします。なお、この時の必要な費用はご利用者個人が負担するものとしします。

⑰ 入院・外泊中の空き部屋利用

入院や長期外泊で居室が空いている場合に、短期利用認知症対応型共同生活介護に居室を使用する場合があります。その間は、衣類や身の回り品を一時的に別の場所で保管します。短期利用認知症対応型共同生活介護に利用されている期間中は、居住費の負担はありません。

⑱ ご用意頂く備品等

テレビなどの個人希望の物品類は全てご家族に準備して頂きます。

尚、ベッドやポータブルトイレ・車椅子など、ご利用者の心身状況をアセスメントした結果において必要と思われる備品は施設でご用意いたします。

9. 苦情相談機関

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所のサービスに関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8111

相談担当者：グループホームゆりの木苑 管理者 佐久間佳奈

受付時間：月～金曜日 9時～17時

【法人相談担当窓口】 電話番号：0475-50-8111

苦情解決責任者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次

苦情受付担当者：社会福祉法人ゆりの木会 管理者 佐久間佳奈

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 東金市 高齢者支援課

電話 0475-50-1165

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 043-254-7409

苦情処理係直通

電話 043-254-7428

10. サービスの第三者評価の実施

実施の有無：有

実施した直近の年月日：令和7年5月21日

第三者評価機関名：株式会社 日本ビジネスシステム

評価結果の開示状況：WAMNETにてネット開示

令和8年8月1日改定

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口（問い合わせ）

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-53-3555 相談担当者：居宅介護支援センター 管理者 高島ちさと
(受付時間 8時30分～17時00分)

2. 居宅介護支援センターゆりの木苑の概要

① 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センターゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳 756-2
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援 千葉県 1271800029
サービスを提供する地域	東金市 大網白里市 九十九里町 山武市

② 事業所の職員体制 () は兼務

	常勤	非常勤	業務内容
主任介護支援専門員 管理者	1人以上		従業員及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	3(1)人以上	1人以上	指定居宅介護支援の提供に当たる

③ 事業所の営業時間

通年(月～土)	8時30分～17時10分
*…12月31日～1月3日休業	*緊急時必要に応じて24時間の連絡相談対応が可能です。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接し情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に居宅サービス事業所の選択を求

めます。

*利用者は複数の居宅サービス事業所の紹介を求め選択する事が可能です。

- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

ケアプラン作成や情報提供の効率化を目的として、生成 AI（人工知能技術）を活用する場合があります。生成 AI の活用にあたっては、利用者の個人情報保護を最優先に考え、関連法令およびガイドラインを遵守します。また、生成 AI による提案や分析結果は、最終的に介護支援専門員が確認・判断を行い、適切なサービス提供を行います。

- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

*利用者は当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

- ⑤ 居宅サービス計画作成後においては、利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

*利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス、モニタリングをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行う場合があります。

- ⑥ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請代行等、必要な支援を行います。

4. 利用料金

要介護認定を受けた場合には、介護保険制度により全額給付となるため利用料金の自己負担金はございません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により法定代理受領ができない場合には居宅介護支援費全額負担となります。その場合、事業所からサービス提供証明書を受け取り、保険者に提出することで払い戻しを受けられます。

○料金表（地域区分割合 7 級地 10.21 加算含む）

① 居宅介護支援費Ⅱ 基本料金

*情報通信機器（人口知能関連技術を含む）の活用ならびに事務職員の配置を行っている場合

要介護区分 取り扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
-------------------	---------	-----------

介護支援専門員 1 人当たりの 取り扱い件数が 50 件未満	居宅介護支援費 I 11,088 円	居宅介護支援費 I 14,406 円
〃 50 件以上 60 件未満	居宅介護支援費 II 5,380 円	居宅介護支援費 II 6,973 円
〃 60 件以上	居宅介護支援費 III 3,226 円	居宅介護支援費 III 4,186 円

② 加算料金

特定事業所加算（Ⅰ） 5,298 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名配置 ② 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ③ 利用者情報等の伝達等のための会議の定期的開催 ④ 24 時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保 ⑤ 算定月の総利用者数のうち要介護 3～5 の割合が 40%以上 ⑥ 計画的な研修を実施 ⑦ 地域包括支援センターからの困難事例への対応 ⑧ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ⑨ 特定事業所集中減算を算定していないこと ⑩ 介護支援専門員 1 人あたりの利用者平均件数が 45 件未満である。 ⑪ 介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎機技術に関する実習」協力または協力体制を確保 ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施 ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成
特定事業所加算（Ⅱ） 4,298 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 及び、上記②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合
特定事業所加算（Ⅲ） 3,297 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ② 常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合
特定事業所加算 （A） 1,163 円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ② 常勤専従、非常勤専従の介護支援専門員をそれぞれ 1 名配置。ただし非常勤は他事業所との兼務可 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合、ただし、④⑥⑪⑫は他事業所との連携でも可

・初回加算 3,063 円

・特定事業所医療介護連携加算 1,276 円

・入院時情報連携加算（Ⅰ）2,552 円

・入院時情報連携加算（Ⅱ）2,042 円

*入院となった場合、利用者およびその家族に担当の介護支援専門員の連絡先を入院先医療機関に伝えてもらうよう依頼します。

・退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携 1 回	4,594 円	6,126 円
連携 2 回	6,126 円	7,657 円
連携 3 回	×	9,189 円

・通

院時情報連携加算 510 円

・ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円

*「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円

・介護職員等処遇改善加算（令和 8 年 6 月新設）

本加算は、基本報酬（居宅介護支援費）および各種加算（本加算を除く）を合算した 1 月当たりの総単位数に、加算率 2.1%を乗じた単位数に基づき算定します。

① 算定要件

・ケアプランデータ連携システムの活用等、生産性の向上および協働化に資する取組を実施していること。

・介護従事者の賃金改善ならびに資質向上および職場環境の改善に向けた取組（キャリアパス要件・職場環境等要件）を実施していること。

② 利用者負担について

本加算を含めた居宅介護支援費・加算等にかかる利用料金の全額が介護保険制度により給付されるため、利用者の自己負担はありません。

③減算料金

高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 99%）

業務継続計画未策定減算（所定単位数の 99%）

事業所と同一建物の利用者、またはこれ以上の同一建物の利用者 20 人以上に提供する場合
所定単位数の 95%で算定

運営規準減算 所定基本料金の 50/100 に相当する金額。

特定事業所集中減算 2,042/月（基本料金）

④解約料

利用者の都合により解約となる場合、4-①所定料金が全額負担となり、当事業所へ現金での支払いとなります。

ただし、千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出終了後の解約となる場合、解約金の負担はございません。

5.サービスの利用方法

①サービスの利用開始

当事業所への相談後、職員の面接訪問。契約を締結しサービス提供を開始します。

②サービスの終了

イ) 利用者の都合でサービスを終了する場合、文書による申し出でいつでも解約できます。

ロ) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了となる場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者を紹介します。

ハ) 自動終了、以下の場合、双方の通知なく自動終了となります。

A) 利用者が介護保険施設に入院・入所した場合

B) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立・要支援 1. 2)と認定された場合

C) 利用者が死亡した場合

③サービス内容に関する事

イ) マネジメントの公正中立性の確保(別紙参照)

ロ) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等の評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行なったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合も基本報酬の算定を可

ハ) 訪問回数の多いケアプラン等の届出について

④その他

利用者やその家族、親族、後見人、関係者による次の行為はご遠慮下さい。

当事業所の介護支援専門員に対して、社会通念上不相当な行為。(※1) それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービス利用を制限又は注意する場合があります。

また、行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、セクシャルハラスメントを含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影及びSNS・インターネット等への投稿や脅迫等。

6. 事業者の居宅介護支援の特徴等

①運営の方針

- イ) 事業者では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供します」という社会福祉法人ゆりの木会 の「基本理念」のもと、住み慣れた自宅での日常生活が送れるよう支援します。また、常に利用者の立場に立ち、個人の意思及び人格を尊重し、特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように公正中立なサービス提供を行います。
- ロ) 職員の安全確保及び就業環境維持のため、必要に応じて警察・行政機関への相談、複数職員による対応、録音記録、サービス提供方法の変更等の措置を講じる場合があります。

②居宅介護支援 実施概要

- イ) 利用者1人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を目指します。
- ロ) ケアプラン作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにします。
- ハ) 職種を越えた共通言語によって、多種多様なスタッフと共通理解のもとでケアの連携を図ります。

③サービス利用のために

介護支援専門員の変更	利用者の申し出により変更可能。
調査(課題把握)の方法	名称 EPA-23 (Evidence-Plus Assessment – 23 Items) エビデンス・プラス・アセスメント・トゥエンティスリーアイテム (イー ーエー ニジューサン) (前記6の②のロ参照)
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客様のご 都合により解約した場合の解約料	前記4の④参照

生成 AI の活用について

当事業所では、サービスの質向上および業務効率化を目的として、生成 AI (人工知能技術) を活用する場合があります。生成 AI の活用にあたっては、利用者の個人情報保護を最優先に考え、関連法令およびガイドラインを遵守します。また、生成 AI による提案や分析結果は、最終的に介護支援専門員が確認・判断を行い、適切なサービス提供を行います。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年 3 回実施いたします。
- ・防火責任者 有田大輝

8. 安全管理体制

- ・事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員にたいする研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。
- ・安全対策担当者 栗原辰弥

9. 感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催・指針の整備・研修や訓練の実施等を行っています。

10. 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情

① 事業者・事業所のサービス相談・苦情窓口

電話番号：0475-53-3555
相談担当者：居宅介護支援センター 管理者 高島 ちさと
電話番号：0475-50-8111
相談担当者：社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次
(受付時間 8時30分～17時00分)
第三者委員 おの たけよし 小埜 武祥 0475-58-3208

②事業者以外の、市町村相談、苦情窓口

	東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184
	大網白里市	高齢者支援課	0475-70-0309
	山武市	高齢者福祉課	0475-80-2641

※千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 043-254-7428

事業者の情報は『千葉県介護サービス情報の公表』サイトにて公表しています。

<http://www.kaigo.pref/chiba.ig.jp/index.html>

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 TEL.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ショートステイゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(デイサービスセンターゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ヘルパーステーションゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業(居宅介護支援センターゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護(グループホームゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護(まさきデイサービス)

営業所数

居宅介護支援

1カ所

訪問介護	1 カ所
通所介護	1 カ所
短期入所生活介護	1 カ所
介護老人福祉施設	1 カ所
認知症対応型共同生活介護	1 カ所
認知症対応型通所介護	1 カ所
ケアハウス	1 カ所
在宅介護支援センター	1 カ所

令和 6 年 4 月 1 日介護報酬改定

令和 8 年 1 月 1 日改定（生成 AI 活用に関する追加）

令和 8 年 6 月 1 日改定（介護職員等処遇改善加算に関する追加）

訪問介護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】受付時間 9時～17時
電話番号：0475-50-8100 ゆりの木苑 サービス提供責任者 潮田 妙子

*・・・ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. ホームヘルパーステーションゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーションゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳 756 番地 2
介護保険指定番号	訪問介護 (千葉県 1271800094 号)
サービスを提供する地域※	東金市・九十九里町・山武市・大網白里市

※・・・上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	業務内容
責任者		1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	介護福祉士	1		利用申し込みに関わる調整。訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う
訪問介護員	介護福祉士	1	1 以上	指定訪問介護の提供に当る
	ヘルパー1・2級	1		

令和5年5月1日改定

(3) サービス提供時間帯

毎週月～土曜日	午前8時15分～午後4時45分
---------	-----------------

*・・・緊急連絡電話番号：0475-50-8100 (ゆりの木苑)

*・・・日曜日・12月31日～1月3日は完全休業とさせていただきます。

3. 主なサービスと目的

(1) 身体介護

【食事介助】食事中の事故を防ぎ、安全に美味しく食べられるように配慮した介護をすることで、必要な栄養素等を無理なく摂取し、健康の維持と病気からの回復を促し、心身共に健康な状態で毎日を過ごせる基礎をつくります。

【入浴介助】皮膚や粘膜に付着した老廃物や不要物を除去することによって、皮膚の働きを高めると共に、新陳代謝や血液循環を促進させ、また床ずれや細菌感染を予防し、便通を整えます。

【清拭】身体を清潔に保つ事は気分が爽快になるだけでなく、新陳代謝をよくし、感染の予防、床ずれの予防、便秘の予防等に効果的です。また、身体を拭きながら、無理なく手足を動かすことで関節の拘縮を防ぎます。

【排泄介助】すぐにオムツを使用することなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えながら、利用者と介護者双方の状況に合わせて、できる限り自立した排泄手段を考え援助を行います。また、現在オムツを使用している方には、利用者のQOLの向上及び介護者の負担軽減を目指し、尿意を取り戻し、オムツを外していく試みを行います。

【整容】整髪やひげ剃り等の整容は、清潔の保持だけでなく、生活のリズム作りや精神的自立に繋がります。

【歯みがき】口腔内の汚れは、虫歯や歯茎の病気予防以外にも、食欲減退や口臭の発生に繋がり、人との会話がおっくうになりがちです。こうしたことを防ぐために口腔内の清潔を保ちます。

【体位交換】床ずれや関節の拘縮を防ぐためには、定期的な体位交換が必要です。オムツや寝巻、シーツ交換、起きあがりなどの一連の動作に関連して体位交換を行います。

【座位確保】座位は臥位に次いで楽な体位であり、しかも寝ている時より、目の位置、高さ、見える範囲が広がり、外界からの刺激が多くなり活動性が促されます。また、座位を保持することは床ずれの予防にも繋がります。

【自立支援】自主性を尊重し、自立した生活ができるよう支援します。

(2) 生活援助

【調理】利用者の身体状況、咀嚼・嚥下・消化・排泄状況に合わせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減等を総合的に考え、単に空腹を満たすだけでなく、健康を維持し、食事を楽しみ、生きる意欲を高めます。

【掃除】利用者の長年の習慣を尊重しながら、清潔で住みやすい生活環境と安全を確保すると共に、危険を回避します。

【洗濯】汚れた衣類や下着類は、保温性や吸湿性が衰え、皮膚疾患の原因にも繋がります。利用者に常に清潔な肌着や衣類を身につけて頂き、清潔の保持を実践するため洗濯を行います。

【買い物】利用者の希望・要望（品物・値段・店・メーカー等）を尊重しながら、買い物を援助することで、社会性の保持や生活の場を広げます。

4. その他のサービス

【介護相談】利用者やその家族の機能維持や低下防止のため、他の機関や専門職と連携をとりながら、ご家族からの各種ご相談に応じます。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割から3割です。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】※地域区分東金市(7級地)の単位数は10.21円となります。

身体介護	20分未満	20分 ～30分未満	30分 ～60分未満	
	163単位	244単位	387単位	
生活援助	20分 ～45分未満	45分 ～60分		
	179単位	220単位		
身体生活	身体1生活1 (40分～60分)	身体1生活2 (70分～90分)	身体2生活1 (70分～90分)	身体2生活2 (100分～120分)
	309単位	374単位	452単位	517単位

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の訪問介護計画に定められた標準的な時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※特定事業所加算

- ①全ての訪問介護員の個別研修計画作成と研修実施・予定をしていること。
- ②利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の伝達、報告をしていること。
- ③サービス提供責任者による利用者情報等の伝達、報告をしていること。
- ④ 定期的な健康診断を実施していること。
- ⑤ 緊急時等における対応方法を明示していること。
- ⑥ 全てのサービス提供責任者の個別研修計画作成実施していること
- ⑦前年度又は算定日が属する月の前3月訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上であること。
- ⑧全てのサービス提供責任者が実務経験3年以上の介護福祉士又は実務経験5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了若しくは1級課程修了者であること※1を超えるサービス提供責任者が必要な場合は、2人以上の常勤
- ⑨人員基準に基づき置かなければいけない常勤のサービス提供責任者数を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置している（利用者数が80人未満の事業所に限る）
- ⑩前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち要介護4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者。
- ⑪前年度又は、算定日が属する月の3月の利用者総数のうち要介護3、4及び5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたん吸引等の行為を必要とする利用者。

<加算Ⅰ（20%乗じる）>①、②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑩

<加算Ⅱ（10%乗じる）>①、②、③、④、⑤、⑦又は⑧

<加算Ⅲ（10%乗じる）>①、②、③、④、⑤、⑩

<加算Ⅳ（3%乗じる）>②、③、④、⑤、⑥、⑨、⑪

<加算Ⅴ（3%乗じる）>

※介護職員処遇改善加算Ⅰ

基本料金に28.7%を乗じた金額

※生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合は、月1000円の料金が発生します。

※初期加算

新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回 2 0 0 円の自己負担と基本料金が発生致します。（2 ヶ月利用がなかった場合も同様）

※緊急訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に 1 回に対し 1 0 0 円の料金が発生致します。

（２）交通費

前記 2 の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。なお、利用者の居住地が通常の事業実施地域外の場合は、実費相当額の交通費を頂きます。

またその際に自動車を使用した場合の交通費は、片道 2 km までは無料、以後 2km 毎に 100 円を頂きます。

（３）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先 TEL:0475-50-8111）

①ご利用日の前日午後 5 時 00 分までにご連絡頂いた場合	無 料
②ご利用日の前日午後 5 時 00 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の 1 回あたりの自己負担額

（４）その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。

②お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録については、複写物の交付を致します。ただし、記録の複写にかかる実費相当額として、B 4 サイズまで 1 枚 2 0 円を頂きます。

③ 料金のお支払い方法

毎月 2 0 日までに前月分の請求を致します。なお、ご請求させて頂きました料金については、毎月 2 7 日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅介護サービス事業所の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書にてお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、介護予防と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族等が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して送り頂けますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

②事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよ

う、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

③当事業所が行う訪問介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。

④当事業所では、訪問介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております

(2) サービス利用のため

ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出下さい
訪問介護員等への研修の実施	前記6の(1)の④参照

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・歯科医・救急隊・親族・介護支援専門員等へ連絡致します。

主治医	病院名	
	医師名	
	住 所	
	電話番号	

○緊急連絡先

第1連絡先

氏 名	続柄()
住 所	〒
携帯電話	
固定電話	

第2連絡先

氏 名	続柄()
住 所	〒
携帯電話	

固定電話	
------	--

8.安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実践するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

安全対策担当者：栗原辰弥

9.感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備 研修や訓練の実践等を行っています。

10.虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11.業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

サービス内容に関するお客様ご要望窓口

(1)当事業所のサービス相談窓口

当事業所の訪問介護に関するご相談・ご要望等を承ります。

【お客様ご要望窓口】受付時間 9時～17時

電話番号:0475-50-8100 相談担当者: サービス提供責任者 潮田 妙子

電話番号:0475-50-8111 社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・要望窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国保連合会 介護保険課 043-254-7409

苦情処理係直通電話 043-254-7428

第三者委員 小森 武祥 0475-58-3208

	東金市	高齢者支援課	0 4 7 5 - 5 0 - 1 2 1 9
	九十九里町	健康福祉課	0 4 7 5 - 7 0 - 3 1 8 4
	山武市	高齢福祉課	0 4 7 5 - 8 0 - 2 6 4 1
	大網白里市	高齢者支援課	0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 3 2

11. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 : 社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 : 理事長 浅井 禎之

法 人 本 部 所 在 地・電 話 番 号 : 千葉県東金市家徳 756-2 TEL.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

1.第一種社会福祉事業

①特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

②ケアハウスゆりの木苑の設置経営

2.第二種社会福祉事業

①老人短期入所事業(ゆりの木苑)

②老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

③訪問介護(ゆりの木苑)

④在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

⑤老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

⑥認知症対応型共同生活事業(ゆりの木苑)

⑦認知症対応型通所介護事業(ゆりの木苑)

営業所数

居宅介護支援	1 カ所
訪問介護	1 カ所
通所介護	1 カ所
認知症対応型共同生活介護	1 カ所
短期入所生活介護	1 カ所
介護老人福祉施設	1 カ所
ケアハウス	1 カ所
在宅介護支援	1 カ所
認知症対応型通所介護	1 カ所

訪問型独自サービス（介護予防・日常生活総合支援事業）重事項説明書

令和6年4月1日改定

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】（受付時間 9時～17時）

電話番号:0475-50-8100 相談担当者:サービス提供責任者 潮田 妙子

*・・・ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2. ホームヘルパーステーションゆりの木苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーションゆりの木苑
所在地	千葉県東金市家徳756番地2
介護保険指定番号	介護予防訪問介護（千葉県1271800094号）
サービスを提供地域	東金市・九十九里町

※・・・上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

（2）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
責任者	介護福祉士	1		従業員及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	介護福祉士	1		利用申し込みに関わる調整。 介護予防訪問介護員に対する技術指導、訪問サービス計画の作成等を行う
訪問介護員	介護福祉士	1	2以上	指定介護予防訪問介護の提供に当たる
	ヘルパー2級	1		

（3）サービス提供時間

毎週月～土曜日	午前8時15分～午後4時45分
---------	-----------------

*・・・緊急連絡電話番号：0475-50-8100（ゆりの木苑）

*・・・日曜日・12月31日～1月3日は完全休業とさせていただきます。

3. 利用料金

（1）利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】

介護予防・訪問型独自介護費（Ⅰ）	1 1 7 6 単位
介護予防・訪問型独自介護費（Ⅱ）	2 3 4 9 単位
介護予防・訪問型独自介護費（Ⅲ）	3 7 2 7 単位

※地域区分

東金市（7級地）の単位数は10.21円となります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ

基本料金に28.7%を乗じた金額

※初回加算

新規に訪問型独自サービス計画を作成したお客様に対して、初回に実施した訪問と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は、初回200円の自己負担と基本料金が発生致します。

（2ヶ月利用がなかった場合も同様）

※生活機能向上連携加算（Ⅰ）

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士言語聴覚士・医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画書を作成した場合は、月100円の料金が発生します。

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。なお、利用者の居住地が通常の事業実施地域外の場合は、実費相当額の交通費を頂きます。またその際に自動車を使用した場合の交通費は、片道2kmまでは無料、以後2km毎に100円を頂きます。

（3）その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

②お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録については、複写物の交付を致します。ただし、記録の複写にかかる実費相当額として、B4サイズまで1枚20円を頂きます。

③料金のお支払い方法

毎月20日までに前月分の請求を致します。なお、ご請求させて頂きました料金については、毎月27日（土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座自動引き落と

し（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払い頂きます。

4. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

- ①地域包括支援センターとご相談下さい。
- ②当事業所職員がお伺い致します。訪問型独自サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書にてお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合又は要介護認定を受けた場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約する事ができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族等が当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

5. 当事業所の訪問型独自介護サービスの特徴等

（１）運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心して

てお送り頂けますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。

- ②事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その者が可能な限りの居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行います。
- ③当事業所が行う訪問介護の事業は、市町、地域包括支援センター、他の保健・医療福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、訪問介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用のため

ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出下さい
訪問介護員等への研修の実施	前記5の(1)の④参照

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・歯科医・救急隊・親族・地域包括支援センター等へ連絡致します。

主治医	病院名	
	医師名	
	住 所	
	電話番号	
緊急時 第1 連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	
緊急時 第2 連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話	

7.安全管理体制

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実践するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。

安全対策担当者：栗原辰弥

8.感染症対策

感染症の発生および蔓延等に関する取り組みに向け、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練の実践等を行っています。

10.虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

11.業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. サービス内容に関するお客様ご要望窓口

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の訪問型サービスに関するご相談・要望・苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】受付時間 9時～17時

電話番号:0475-50-8100 相談担当者:ゆりの木苑 サービス提供責任者 潮田 妙子

電話番号:0475-50-8111 相談担当者:社会福祉法人ゆりの木会 施設長 戸村 秀次

電話番号:0475-58-3208 第三者委員 小埜 武祥

(2) その他

当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます千葉県国保連合会 介護保険課 043-254-7409

	東金市	高齢者支援課	0475-50-1219
	九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184

13. 社会福祉法人ゆりの木会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 : 社会福祉法人ゆりの木会

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 : 理事長 浅井 禎之

法 人 本 部 所 在 地・電 話 番 号 :

千葉県東金市家徳 756-2 TEL.0475-50-8111

定 款 の 目 的 に 定 め る 事 業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業 (ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業 (ゆりの木苑)

III 訪問介護 (ゆりの木苑)

IV 在宅介護支援センター運営事業 (ゆり木苑)

V 老人居宅介護等事業 (ゆりの木苑)

VI 認知症対応型共同生活介護事業 (ゆりの木苑)

VII 認知症対応型通所介護事業 (ゆりの木苑)

営業所数

居宅介護支援	1 カ所
訪問介護	1 カ所
通所介護	1 カ所
認知症対応型共同生活介護	1 カ所
短期入所生活介護	1 カ所
介護老人福祉施設	1 カ所
ケアハウス	1 カ所
在宅介護支援	1 カ所
認知症対応型通所介護	1 カ所

【短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書】

1.当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【サービス相談窓口】 電話番号：0475-50-8111 相談担当者：ゆりの木苑 管理者 佐久間 佳奈 受付時間 月～金 9時～17時 (受付時間 月～金曜日 9時～17時)

*…ご不明な点がある際には、何なりとお問い合わせ下さい。

2.短期入所生活介護グループホームゆりの木苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	短期利用認知症対応型共同生活介護
所 在 地	千葉県東金市家徳 752-12
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (第 <u>1271800284</u> 号)
サービスを提供する対象地域*	東金市第二生活圏域にお住まいの方

(2) 職員・勤務体制

職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格等
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	2	2	0	0	0	介護福祉士
介護職員	13	13	0	0	0	介護福祉士、ヘルパー 2 級

勤務体制	早 番 2 名 (6 : 30～15 : 30) 日 勤 2 名 (8 : 30～17 : 30) 遅 番 2 名 (11 : 00～20 : 00) (13 : 00～22 : 00) 夜 勤 1 名 (16 : 00～翌日 9 : 00) 準夜勤 1 名 (22 : 00～翌日 7 : 00) : ~)
------	---

(3) 定員

利用者数	定員 18 名
------	---------

(4) 事業所の概要

事業所名	短期利用認知症対応型共同生活介護
事業の目的	本事業は、認知症によって自立した生活が 困難になった利用者に対して、施設に通いな がら家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄 等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身 の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある 生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な 限り自立して営むことができるよう支援すること を目的とする。

事業の方針	① 本事業所において提供する短期入所生活介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
事業所の管理者名	佐久間 佳奈
開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日
指定事業者番号	<u>1271800284</u>
所在地・電話・Fax	千葉県東金市家徳 752-12 TEL 0475-50-8111 FAX 0475-50-8112
交通の便	① 電車の場合 ＪＲ東金駅下車、九十九里鉄道バス①番線に乗車し家徳横丁下車、徒歩 7 分。東金駅よりタクシーで約 10 分。 大網駅よりタクシーで約 20 分。 ② 自動車の場合 国道 126 号線と片貝県道の交差点堀上を九十九里方面へ右折、４つ目信号脇に施設入り口看板あり。
敷地概要	千葉県東金市家徳 752-12/-13/-14 1,299㎡ 地権者：社会福祉法人ゆりの木会

建物概要	構造：RC地上1階 延床面積：655.56㎡
居室の概要	全室個室(18室)／6畳和室(9.3㎡). 洗面台付き前 室(2.2㎡) 押入(1.5㎡)
共用施設の概要	食堂(61㎡)2カ所. 居間(26㎡)2カ所. 畳コーナー(10㎡)2カ所. 台所(11㎡)2カ所. 洗濯家事室(5㎡)2カ所. 脱衣室(5㎡)2カ所. 浴室(10㎡)2カ所. 便所6カ所(うち身障用2カ所). 談話室(16㎡)1カ所

緊急対応方法	ご利用者に様態の変化等があった場合は、協力医療機関である医療法人静和会浅井病院に連絡し、医師の派遣又は受診・入院等の措置を早急に行う等必要処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします
防災設備等の概要	防災設備／非常災害に際して必要な設備が消防法第17条に基づき整備されています。 防災訓練／年3回実施いたします。 防火責任者／社会福祉法人ゆりの木会 有田 大輝
損害賠償責任保険加入先	<u>あいおい損害保険株式会社</u>

(5) サービス内容

① ご利用可能日

日・月・火・水・木・金・土・日（但し空室状況にて異なる）

② 送迎

原則ご家族送迎ですが、難しい場合には苑にご相談ください。

③ 健康チェック

ご利用者の健康状態を観察し健康管理に努めるため、スタッフが体温や血圧などバイタルのチェックを行います。

④ レクリエーション

ご利用者ができるだけ主体的に取り組み、また楽しさや喜びを感じるような各種レクリエーションを実施します。

⑤ 食事の提供

エルダリーミール(人生の大先輩に対する、ホスピタリティの食事)をコンセプトに、四季の食材を生かした美味しい食事を栄養のバランスまで考えて提供します。

朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

⑥ 入浴

一般浴槽にて利用者のADLに応じた入浴介助を行います。原則として、各日以上の実施。但し、状況や体調に応じて清拭などで対応。

⑦ 機能訓練

ADLの維持・向上をめざした各種プログラムを提供いたします。

⑧ 生活相談

利用者及びご家族から寄せられる身体的・精神的及びサービスの利用に関する相談や介護上の問題、制度の利用方法等に関するご相談に応じます。

3.利用料金

(1) 料金

・短期利用認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

介護保険から給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割または2割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

基本料金

R8年8月1日改正

介護度	介護保険	利用者様負担（1割）	利用者様負担（2割）
要介護1	7,810円	781円	1,562円
要介護2	8,170円	817円	1,634円
要介護3	8,410円	841円	1,682円
要介護4	8,580円	858円	1,716円
要介護5	8,740円	874円	1,748円

加算料金

	介護保険	利用者様負担	
--	------	--------	--

サービス提供体制強化加算 I	2 2 0 円	2 2 円 (1 日)	
医療連携体制加算	3 9 0 円	3 9 円 (1 日)	
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数に 22.8 乗じた単位数になります。		
地域区分	※東金市（7 級地）の 1 単位あたりの単価は 10.14 円となります。		

自己負担分

- ・食事代 朝 500 円 昼 750 円 夕 650 円 1 日合計 1,900 円
- ・お部屋代 1 日あたり 2,270 円（全額自己負担）
内訳は家賃 1,540 円・水道光熱費 730 円（1 日）
- ・おむつ代 おむつ（紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット等）
使用 1 枚あたり 100 円（全額自己負担）
- ・滞在費 1 日あたり 400 円（全額自己負担）
- ・通信費 1 月につき 100 円
- ・冬季加算 （11 月から 3 月の期間） 1 日あたり 62 円（全額自己負担）

※…この他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

※…介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市・町・村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

（２）キャンセル規定

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日午後 17 時 30 分までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用日の前日午後 17 時 30 分までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止す

ることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ やむを得ない受診の対応（介護保険外サービス）

体調不良時は、原則サービス利用は中止となります。ご家族送迎での退所と、速やかな受診をお願いしております。ただし、ご家族が所用で対応出来ない場合は、職員が代行しての受診が可能です。その際の同行費は自費負担での有料サービス扱いとなります。（介護保険外サービス）

サービス提供時間	料金
30 分未満	1,650 円
60 分未満	3,300 円
90 分未満	4,950 円

税込みの料金です。30 分を超えると 30 分未満単位で 1,650 円追加になります。

（３）支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求をいたします。なお、ご請求させていただきました料金については、毎月 27 日(土日祝日等金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座自動引き落とし（口座振替又は自動振り込み）の方法でお支払いいただきます。また、お客様に対して当事業所が提供したサービス実施記録について、複写物を交付した場合は、記録の複写にかかる実費相当額として、B 4 サイズまで 1 枚 20 円を現金にてお支払い頂きます。

2.サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。グループホームゆりの木苑での空床の状況により利用日が決定し、契約を締結いたします。また、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

居室等の確保が困難等事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、事前 3 日前までに通知する。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区が、非該当（自立）または、要支援と認定された場合。但し、この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・入所日の健康チェックにて体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

3.当施設の短期利用認知症対応型共同生活介護の特徴等

（1）運営の方針

- ①当事業所では、「利用者に夢と感動、そして安心と楽しさを与えられるようなサービスを提供する」という社会福祉法人ゆりの木会の「基本理念」のもと、利用者の皆様が、要介護状態等となった場合でも、可能な限り住み慣れたご家庭で自立した日常生活を安心してお送りいただけますよう、一人ひとりに見合った利用者本位のサービス提供を行います。
- ②事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかれるよう援助を行います。
- ③当事業所が行う、短期利用認知症対応型共同生活介護の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携に努めて行います。
- ④当事業所では、介護員等の資質向上を図るため、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県高齢者施設協会等が実施する研修会に従業員を派遣するほか、定期的に事業所内で自主研修会を開催いたしております。

(2) サービス利用にあたり

男性職員の有無	有
時間延長の可否	有
サービスマニュアルの有無	有
職員への研修の実施	前記6の(1)の④参照

(3) 留意事項

①ご利用者には、サービス利用に当たり、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、事業所内の秩序を保ち、相互の親睦に務めていただきますようお願い申し上げます。

②事業所内で次の行為をすることはおやめ下さい。

- i 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ii けんか、口論、泥酔などで他の通所者等に迷惑を及ぼすこと。
- iii 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- iv 指定した場所以外で火気を用いること。
- v 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
なお、上記iv vの規程に反し、ご利用者が事業所内の設備・器具等を破損した場合は、事業所と協議のうえ損害賠償をしていただきます。
- vi 事業所の職員・他お客様に対し、社会通念上不相当な行為。(※1) それにより安心・安全・尊厳を損なうと認められた場合、サービスの利用を制限または中止する場合があります。また行為が犯罪に該当すると判断した場合は関係機関へ通報します。

※1 暴力、暴言、威嚇、拘束、セクシャルハラスメント含むあらゆるハラスメント、長時間電話、土下座要求、夜間の執拗連絡、事業所の許可のない録音、録画、撮影およびSNS・インターネット等への投稿や脅迫等

③緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の悪化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

④面会について

面会は所定の場所（面会室・居室）でお願いします。職員の案内・指示にご協力ください。

利用者の体調により、時間を短縮・中止させて頂く場合がございます。以下の行為については禁止とさせて頂いております。

- i 飲酒しての来苑、酒類のお持ち込み

- ii 大声、威圧的言動、他の方への迷惑行為
- iii 写真・動画。録音の無断実施
- iv ご利用者に対する不適切な接触や性的行為
- v 喫煙（敷地内全面禁煙）
- vi 施設の風紀、秩序を乱す行為全般

上記に当たる行為を確認した時点で面会を中止させて頂き、改善がみられない場合は以後の面会をお断りする場合がございます。また、状況に応じて、関係機関に通報いたします。

4.緊急連絡について

契約書第 12 条に基づき、緊急時は下記のご連絡先へお電話させていただきます。

尚、第 1 連絡先は日常的なご相談先としてご連絡することがあります。

○緊急連絡先

第 1 連絡先

氏 名	続柄（ ）
住 所	
携帯電話	
固定電話	

第 2 連絡先

氏 名	続柄（ ）
住 所	
携帯電話	
固定電話	

主治医

病院名	
医師名	
住所	
電話番号	

5.施設の体制

○ 非常災害対策

- ・防災設備 非常災害に際して必要な設備が消防法第 17 条に基づき整備されています。
- ・防災訓練 年 3 回実施いたします。
- ・防火責任者 有田 大輝

○ 安全管理体制

事故発生の防止のための指針の整備・委員会の開催・従業員に対する研修の実施およびこれらを適切に実施するため、外部の研修を履修した担当者を配置しています。事故発生時は、速やかに利用者の家族、市町村に報告し必要な措置を行います。

・安全対策担当者 栗原辰弥

○ 感染症対策

感染症または食中毒の発生及び、まん延等に関する取り組みに向け、指針の整備、研修や訓練の実施等を行っています。

○ 虐待・ハラスメント防止の取り組み

相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備しております。

虐待及び、ハラスメント防止のための取り組みに向け、指針の整備、委員会の開催、研修実施を行っています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村へ通報するものとします。

○ 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施できるよう、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてまいります。従業員への周知、定期的に必要な研修及び訓練の実施や業務継続計画の見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のサービス相談窓口

当事業所の通所介護に関するご相談、要望、苦情等を承ります。

【サービス相談窓口】

電話番号：0475-50-8111

相談担当者：ゆりの木苑 管理者 佐久間 佳奈

(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 東金市 担当 高齢者支援課 Tel 0475-50-1219

千葉県国保連合会 介護保険課 043-254-7409

第三者委員 小埜武祥 0475-58-3208

7.社会福祉法人ゆりの木会の概要

名称・法人種別：社会福祉法人ゆりの木会

代表者役職・氏名：理事長 浅井 禎之

法人本部所在地・電話番号：千葉県東金市家徳 756-2 Tel.0475-50-8111

定款の目的に定める事業

① 第一種社会福祉事業

I 特別養護老人ホームゆりの木苑の設置経営

II ケアハウスホームゆりの木苑の設置経営

② 第二種社会福祉事業

I 老人短期入所事業(ゆりの木苑)

II 老人デイサービス事業(ゆりの木苑)

III 在宅介護支援センター運営事業(ゆりの木苑)

IV 老人居宅介護等事業(ゆりの木苑)

V 指定居宅介護支援事業（居宅介護支援センターゆりの木苑）

VI 認知症対応型共同生活介護（グループホームゆりの木苑）

営業所数	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	認知症対応型共同生活介護	1カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所

令和8年8月1日改定